

旧二瀬交流センター売却実施要領

※本物件は、土地利用計画と売却価格を総合的に審査し売却します。
【ヒアリング(プレゼンテーション)は実施せず売却相手方を決定します。】



令和 7 年 1 月

飯 塚 市

目 次

1	趣旨	2
2	売買物件の概要等	2
3	応募に関する事項	3
4	選定に関する事項	7
5	契約の締結等について	8
6	注意事項	9
7	実施スケジュール	10
8	問合せ先	10
9	位置図	11
10	物件調書	12

【添付資料】

・ 写真	15
・ 公図	18
・ 登記簿	19
・ 現況平面図	24
・ 地積測量図	25
・ アスベスト含有調査結果	31

【その他】

- ・ 様式1 応募申込書（兼誓約書）
- ・ 様式2 土地利用計画書
- ・ 様式3 価格調書
- ・ 様式4 会社概要書
- ・ 様式5 役員等名簿及び照会承諾書
- ・ 様式6 質問書
- ・ 様式7 辞退届
- ・ 価格調書（様式3）提出用封筒の作成要領

I 趣旨

本市では、公共施設の跡地・跡施設については、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」において、「行政として利活用策を検討し、活用がない場合は、民間への譲渡や貸付を行う。」と定め、有効活用及び売却等を進めています。

旧二瀬交流センター跡地（以下「本物件」という。）の利活用については、地域住民の関心が高いため地域に配慮しつつ、速やかに有効活用及び売却することが求められております。

これらを踏まえ、令和3年度に用途廃止した本物件は、今後も市での利活用の予定がないため、民間事業者等へ売却することとしました。

本物件の売却にあたっては、地域住民の当該地再生に対する期待が大きいため、民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受け、当該地周辺のにぎわいや活力の維持・強化及び生活利便性の向上などまちづくりに資する土地活用を図るため、土地利用計画と売買価格を総合的に審査する公募型プロポーザル方式【ヒアリング(プレゼンテーション)は実施せず売却相手方を決定】による売却を実施します。

II 売買物件の概要等

1. 概要

【土地】

所在地	飯塚市川津664番1外4筆
面積	3,505.63㎡
地目	雑種地外

【建物】

主体構造	鉄筋コンクリート造2階建外
建築年	昭和46年外
延床面積	1,072.35㎡

※ 建物は未登記です。

※ 詳細は関係資料（物件調書、図面等）を参考にしてください。なお、物件調書は、応募予定者が物件の概要を把握するための参考資料であり、応募予定者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2. 売却予定最低価格

53,400,000 円【土地価格から建物等の解体撤去費用を控除した額】

- (1) 現状有姿による売却とし、現地での説明は行いません。
- (2) 開発される際には、開発面積により福岡県（都市計画課）の許可若しくは飯塚市（都市計画課）の同意が必要となりますので事前に確認してください。

3. 売買物件の利用について

(1) 土地利用にあたっての基本的な考え方

本物件周辺は、用途地域が第1種住居地域であり、飯塚市都市計画マスタープラン（2022－2031）におけるゾーン区分では「市街地ゾーン」に位置付けています。また、「飯塚市立地適正化計画」

では、居住誘導区域であるとともに、都市機能誘導区域に位置付けています。

「市街地ゾーン」の主要課題として、「既存ストックを活かした交流・にぎわいの創出」、「良好な居住環境の形成」及び「地域個性の創出」が必要であるとしています。

事業計画の提案にあたっては、当該地域の特性と主要課題を踏まえ、「市街地ゾーン」の将来像、まちづくりの目標及び方針に合致する事業計画としてください。

(2) その他

- ①本物件の隣接地である川津665番9及び川津665番1（売却対象外）には、本物件（川津675番1及び川津665番6）と一連の側溝が存在しております。（添付資料：写真④参照）
- ②本物件の隣接地である川津無番地（川津675番1地先）（売却対象外）には、本物件（川津675番1）と一連の側溝が存在しております。（添付資料：写真⑤参照）
- ③本物件の隣接地である川津664番7（売却対象外）には、本物件（川津675番1及び川津664番6）と一連のフェンス及び側溝が存在しており、川津無番地（川津675番3地先）には、本物件（川津675番1及び川津675番3）と一連の擁壁が存在しております。当該フェンス等については、利用の有無に関わらず、飯塚市役所土木管理課と事前に協議の上、土地利用計画書を作成してください。（添付資料：写真⑥参照）
- ④今回の売払にあたって、本物件の土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見された場合は、買受者の負担により各法令等に基づき適切に対応してください。なお、アスベスト含有調査は実施しております。
- ⑤今回売却対象地の一部（川津664番1、川津664番6、川津665番6）には、鉱害賠償支払登録がなされています。鉱害に係る土地の崩壊、沈下、傾斜、亀裂、並びに地下水の変更、汚濁、枯渇、湧水等鉱業法第109条第1項記載の原因と因果関係のある損害一切についても、本市は一切責を負いません。
- ⑥登記簿及び旧土地台帳、電算化前の建物登記簿、国土地理院地図により地歴調査を行いました。旧二瀬交流センターとしての使用以外は確認できませんでした。これまでの使用に係る地下埋設物（通常想定される土地の利用を妨げるもので、地下に存するものをいう。）が存する蓋然性は低いと考えておりますが、本物件の地下埋設物の存在を否定するものではありません。
- ⑦敷地内に、フェンス、水路、チェーン、電線、電柱支線、蛇腹ホース、電柱、ポール、冷却塔、看板柱、汚水枿、掲揚台、樹木等植栽、電灯、看板、バス停留所標識（廃止済）、マンホールが存在しています。
- ⑧敷地上空を電線が横断していますが、地役権等の設定はありません。
- ⑨当該地は、浸水深0.5m～3.0m未満の洪水浸水が想定されております。

III 応募に関する事項

1. 応募者の資格

(1) 自ら本物件を取得し活用する資力を有する法人又は個人。複数の者が連名で応募することも可能ですが、代表の法人等を定め、本市との協議等については、代表の法人等が行うこと。

また、連名で応募する場合は、全ての構成員が下記（2）を満たすこと。

(2) 次に掲げる者には入札参加資格がなく、申込みできません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者

- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 国税、都道府県税及び市税を滞納している者
- ④ 暴力団対策法第2条第2号、第6号及び第32条第1項各号に掲げる者
- ⑤ 団体規制法第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者
- ⑥ 【P9 VI注意事項(1) 利用条件について】に反して利用しようとする者

※上記①～⑥に該当する者による申込みが判明したときは、判明した時点で失格とし、選定委員会での審査は行いません。また、既に売却相手方として決定し、売買契約を締結していた場合は、飯塚市は契約の解除権を行使し契約は失効しますが、それらの責めは申込者が負います。

2. 応募申込書等の提出

(1) 応募申込書等の受付

受付期間：令和7年1月20日(月)から令和7年3月7日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(市の休日を除く)

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

提出方法：持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、受付期間最終日までに必着し、必要な書類がすべて提出された時点で受け付けします。必ず、提出書類の到着を電話で確認してください。

(2) 提出書類及び提出部数

- ① 応募申込書(兼誓約書) (様式1)・・・1部
- ② 会社概要書 (様式4)・・・1部
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書 (様式5) (法人のみ)・・・1部
- ④ 印鑑証明書・・・1部
- ⑤ (法人) 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・・・1部
(個人) 住民票及び身分証明書・・・1部
- ⑥ (法人) 財務諸表(直近の決算のもの)・・・1部
(個人) 確定申告書の写し(直近のもの)・・・1部
- ⑦ 国税、都道府県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)・・・1部
(法人) 国税：納税証明書「その3の3」(法人税及び消費税に未納のない証明)
県税：納税証明書(法人県民税及び法人事業税に未納がないことがわかるもの)
※福岡県に納税義務がない場合は、法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載されている本店所在地の都道府県に未納がない証明書
市税：滞納のない証明書
※飯塚市に納税義務がない場合は、法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載されている本店所在地の市区町村税に滞納のない証明書
(個人) 国税：納税証明書「その3の2」(所得税及び消費税に未納のない証明)
県税：都道府県税に未納がない証明
市税：滞納のない証明書
※個人の住所地が「飯塚市外」の場合は、住所地での「市区町村税に未納のない証明」を提出してください。

※④、⑤、⑦は発行後、3箇月以内のものを提出してください。

※連名で応募される場合は、上記②から⑦について構成員全者分をご提出ください。

3. 質疑応答

(1) 質問方法

受付期間：令和7年1月20日(月)から令和7年2月28日(金)午後5時15分まで

提出方法：質問書(様式6)を電子メールにより提出してください。

電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認をしてください。

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

E-mail zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

※上記受付期間外、提出方法以外(口頭、電話、FAX等)の質問には回答できません。

(2) 質問への回答

回答は、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるものを除き、準備が出来次第随時、飯塚市ホームページに掲載します。回答期限は、令和7年3月5日(水)を予定しています。

4. 資料の閲覧

売却物件にかかる図面等の資料は閲覧することができます。

(1) 実施方法

閲覧期間：令和7年1月20日(月)から令和7年4月11日(金)まで

午前9時から午後5時まで(市の休日を除く)

閲覧方法：閲覧を希望する場合は前日(市の休日を除く)までに飯塚市役所行政経営部財産活用課へ連絡してください。

閲覧場所：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

(2) 注意事項

資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は現状を優先します。資料の貸与はできません。

5. 土地利用計画書等の提出

(1) 土地利用計画書等の受付

受付期間：令和7年3月3日(月)から令和7年4月11日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(市の休日を除く)

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

提出方法：持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、受付期間最終日までに必着し、必要な書類がすべて提出された時点で受け付けします。必ず、提出書類の到着を電話で確認してください。

(2) 提出書類及び提出部数

① 土地利用計画書(様式2)・・・11部(正本1部、副本10部)

※副本10部は応募者の名称や応募者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

② 価格調書(様式3)・・・1部(価格調書は封入し密封の上、封印して提出してください)

③ 資金調達が確認できる資料・・・1部（融資証明書、融資関心表明書、残高証明書、預金通帳の写し等）※令和7年1月20日以降に発行されたもの

(3) 土地利用計画書(様式2)について

土地利用計画書は、表紙(様式2)、目次、本編で構成し、提案書のフォントサイズは10ポイント以上を使用してください。本編は、A4版・15ページ以内とし、ページ番号を附してください。

ただし、図表等で必要な場合のみA3版(折り込むこと)を使用可能とします。

また、本編は、以下の項目について具体的に記載してください。

項 目	記 載 内 容
1. 事業計画	事業の目的・概要と基本方針について 【P7 一次審査項目の審査内容を参照し記載してください】
2. 事業実績	提案内容に類似した事業実績について 【過去の類似実績について、提案内容と同種類・同規模以上の実績であるか判断できるように直近から5件程度記載してください。事業の実施年度についても記載してください。】
3. 事業の実現性	事業スケジュール及び概算事業費等について 【P7 一次審査項目の審査内容を参照し記載してください】
4. 地域貢献	波及効果及び地域との協調について 【P7～P8 一次審査項目の審査内容を参照し記載してください】
5. 参考資料	上記について参考となる資料・図面等

6. 提出書類(応募申込書、土地利用計画書等)に関する注意事項

- (1) 1応募者につき1案に限ります。連名で応募する法人等は、別に単独で応募することや他の連名の構成員となることはできません。応募申込書等の受付期間終了後、連名の構成員の変更は認めません。
- (2) 受付期間後に応募書類の追加、訂正、差し替え、再提出はできません。
- (3) 応募に必要な費用は応募者の負担となります。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を利用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- (4) 選定委員、本件業務に従事する市職員及び市関係者に対して、所定の方法(質問書による質問、開発許可基準の確認等)以外で、応募にかかる不正な接触の事実が認められたときは失格とします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式7)を飯塚市役所行政経営部財産活用課まで持参または郵送してください。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しません。
- (7) 提出書類に虚偽がある場合は、応募を無効とし所要の措置を講じることがあります。
- (8) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定、公表、その他市が必要と認める場合は、市はこれを複製し無償で使用できるものとします。
- (9) 価格に記入する金額は、アラビア数字を用い、その頭部に必ず「¥」を記入してください。金額

を訂正した場合は、無効となります。

- (10) 提出する土地利用計画の内容が関係法令(都市計画法、建築基準法等)に適合した事業であることを応募者自らの責任において応募までに必ず関係機関に確認してください。

7. 情報公開及び提供

市は、提出された土地利用計画書等について、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められる情報は非公開とする場合があります。また、契約締結前において、公正または適正な候補者選定に影響が出る恐れがある場合は決定後の開示とします。

IV 選定に関する事項

1. 選定方法

選定は、市が別に定める委員により組織された「飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)で行います。

提出された土地利用計画書は選定委員会開催前に各委員に配布し、審査するうえで必要な質問事項の有無を確認します。委員から質問が出た場合は、事務局が取りまとめ各応募者へ通知しますので、指定された期限までに回答してください。

2. 選定委員会での審査

(1) 一次審査(土地利用計画審査)

選定委員会は、提出された土地利用計画書に基づき一次審査を実施します。その結果、各委員(7名)の審査点を合計した得点が当該配点の合計(7名:490点)の6割以上の応募者を一次審査通過者とします。※応募者が1者の場合でも一次審査及び二次審査を実施します。

【一次審査項目】

審査項目	審査内容	配点
事業計画	●事業の目的・概要と基本方針 飯塚市都市計画マスタープラン(2022-2031)で示している旧二瀬交流センター周辺地域の特性、課題等を十分理解した事業計画であるか。 また、旧二瀬交流センター周辺の位置付けである「市街地ゾーン」の将来像、まちづくりの目標及び方針に合致した事業計画であるか。	10
事業実績	●提案内容に類似した事業実績 提案内容と同種類・同規模以上の実績を有しているか。	10
事業の実現性	●事業スケジュール及び概算事業費等 概算事業費、資金調達計画及び収支計画が詳細に示されており現実的であるか。 事業スケジュールが詳細に示されており実現可能であるか。 財務状況が健全であるか。	10

地域貢献	●波及効果 にぎわいの創出及び地域住民の生活利便性の向上が期待できるか。 本市経済の活性化が期待できる計画であるか。 【(例) 提案する事業計画の実施について、市内業者への優先発注等が計画されているか】	20
	●地域との協調 地域コミュニティの醸成が期待できるか。 【(例) イベント等地域行事、自治会加入促進等】	20
合 計		70

(2) 二次審査

一次審査通過者が提出した価格調書(様式3)を選定委員の立会いのもと開封します。

下記により価格に関する審査点を算出し、一次審査による審査点と価格に関する審査点の合計が最も高い応募者を売却相手方として選定します。※一次審査通過者がいない場合、二次審査は行いません。また、一次審査を通過しなかった応募者の価格調書は、開封せずに返却します。

審査項目	審査内容	配点
価格	<p>応募者のうち、価格が最高である者を第1位とし、価格点の満点である30点を付与します。</p> <p>(算出式) 価格点 = 30点 × 委員数 = 210点</p> <p>その他の応募者の価格点は、第1位の価格(最高価格)と当該応募者の価格(当該価格)との比率により算出します。</p> <p>算出した得点の小数点以下を切り捨てます。</p> <p>(算出式) 価格点 = 30点 × (当該価格 ÷ 最高価格) × 委員数</p> <p>※売却予定最低価格を下回る場合は失格とします。</p>	30

(3) 選定委員会の開催

選定委員会(一次審査及び二次審査)は、令和7年5月下旬から6月上旬に開催予定です。開催日については、土地利用計画書等の受付終了後、応募者に通知します。

3. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、二次審査実施日から14日以内を目途とし、応募者へ個別に書面で通知します。また、飯塚市ホームページにて選定結果を公表します。

審査内容及び結果に対する問い合わせ並びに異議等については、一切応じません。

V 契約の締結等について

1. 売買契約の締結

売買契約は、選定結果通知日から7日以内に締結するものとします。

2. 売買代金等の納付

- (1) 売買代金及び所有権移転等の登記に必要な費用は、売買契約締結後 14 日以内に一括納付することを原則とします。
- (2) 売買代金の納付期限は、(1)にかかわらず、契約締結日の翌月末日まで延長することができます。この場合は、売買契約締結時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を納付していただきます。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (4) 契約保証金には利子は付けません。
- (5) 売買代金が納付期限までに支払われず契約解除された場合は、契約保証金は返還しません。

3. 売却相手方の負担する費用及び所有権移転登記等

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙及び添付する印鑑証明書等契約に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (2) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、物件を引渡したものとします。
- (3) 所有権移転登記は物件の引渡し後に市において行います。また、土地利用計画書に記載された事業を確実に履行していただくため、所有権移転日から 5 年間の「買戻特約」の登記を、利用条件の用途指定を担保するため「所有権移転解除の定」の特約事項の付記登記を行います。登記に必要な一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (4) 所有権移転登記に係る登録免許税は、市が指定する方法により納付してください。

VI 注意事項

(1) 利用条件について

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供しないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供しないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しないこと。

(2) その他

- ① 売買物件に対して賦課される公租公課(固定資産税)は、所有権移転日の属する年の翌年の1月1日を起算日とし、売却相手方の負担となります。また、不動産取得税についても売却相手方の負担となります。
- ② 売却相手方は、土地利用計画書に基づく事業に着手するとき及び完了したときはその旨を本市に通知してください。
- ③ 売却相手方は、契約締結後であっても本市の求めに応じ、事業の実施に関する協議や調整を行うとともに地元自治会等周辺住民への積極的な情報提供に努め、自らの責任において周辺住民の意見には誠意をもって対処してください。

VII 実施スケジュール（予定）

項 目	日 程
応募申込書等の受付	令和7年1月20日(月)～令和7年3月7日(金)
質問の受付	令和7年1月20日(月)～令和7年2月28日(金)
質問に対する回答期限（予定）	令和7年3月5日(水)
資料閲覧	令和7年1月20日(月)～令和7年4月11日(金)
土地利用計画書等の受付	令和7年3月3日(月)～令和7年4月11日(金)
選定委員会（一次、二次審査）	令和7年5月下旬～6月上旬予定
売却相手方の決定	令和7年6月上旬～6月中旬
契約締結	令和7年6月中旬～6月下旬

VIII 問合せ先

飯塚市役所 行政経営部 財産活用課 財産管理係（飯塚市役所 本庁舎 4階）

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5番 5号

電話番号 0948-96-8252（直通）

E-mail zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

位置図



物件調書

〔土地〕

土地の表示	台帳地目	台帳地積	実測地積	所有・登記名義
川津字君ヶ坂664番1	雑種地	389.47 m ²	389.47 m ²	飯塚市
川津字君ヶ坂664番6	雑種地	144.65 m ²	144.65 m ²	飯塚市
川津字君ヶ坂665番6	雑種地	360.90 m ²	360.90 m ²	飯塚市
川津字君ヶ坂675番1	雑種地	2,609.12 m ²	2,609.12 m ²	飯塚市
川津字君ヶ坂675番3	宅地	1.49 m ²	1.49 m ²	飯塚市
	計	3,505.63 m ²	3,505.63 m ²	—

〔建物〕

用途	構造	延床面積	建築年	所有
公民館	鉄筋コンクリート	935.00 m ²	昭和46年	飯塚市
公民館	鉄筋コンクリート	72.00 m ²	平成2年	飯塚市
駐輪場	鉄骨造	21.00 m ²	昭和47年	飯塚市
倉庫①	木造	19.87 m ²	昭和63年	飯塚市
ボイラー室	コンクリートブロック	18.94 m ²	昭和53年	飯塚市
自動交付機棟	鉄骨造	5.54 m ²	平成12年	飯塚市
倉庫②	不明	不明	不明	飯塚市
	計	1,072.35 m ² (倉庫②を除く)		

第三者占有無	無	所有権以外の甲区・乙区の権利	無
接面状況	南側市道と接面しています。		
接道状況	南側：市道 川津・横田線（幅員約11.5m）		

法令等に基づく制限について

区域区分	非線引都市計画区域	地域・地区等	無	私道の負担等	無
用途地域	第1種住居地域	建ぺい率	60%	容積率	200%
立地適正化計画	都市機能誘導区域内・居住誘導区域内			埋蔵文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。
宅地造成工事規制区域・造成宅地防災区域	区域外	地盤調査	未実施		
土砂災害警戒区域	指定なし	土壌汚染	指定区域外・調査未実施		
その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による各種制限があります ・防火指定については、建築基準法22条指定区域に該当します。 				

支障物件等その他

- ・本物件の隣接地である川津665番9及び川津665番1（売却対象外）には、本物件（川津675番1及び川津665番6）と一連の側溝が存在しております。（添付資料：写真④参照）
- ・本物件の隣接地である川津無番地（川津675番1地先）（売却対象外）には、本物件（川津675番1）と一連の側溝が存在しております。（添付資料：写真⑤参照）
- ・本物件の隣接地である川津664番7（売却対象外）には、本物件（川津675番1及び川津664番6）と一連のフェンス及び側溝が存在しており、川津無番地（川津675番3地先）には、本物件（川津675番1及び川津675番3）と一連の擁壁が存在しております。当該フェンス等については、利用の有無に関わらず、飯塚市役所土木管理課と事前に協議の上、土地利用計画書を作成してください。（添付資料：写真⑥参照）
- ・今回の売払いにあたって、本物件の土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見された場合は、買受者の負担により各法令等に基づき適切に対応してください。なお、アスベスト含有調査は実施しております。
- ・今回売却対象地の一部（川津664番1、川津664番6、川津665番6）には、鉱害賠償支払登録がなされています。鉱害に係る土地の崩壊、沈下、傾斜、亀裂、並びに地下水の変更、汚濁、枯渇、湧水等鉱業法第109条第1項記載の原因と因果関係のある損害一切についても、本市は一切責を負いません。
- ・登記簿及び旧土地台帳、電算化前の建物登記簿、国土地理院地図により地歴調査を行いました。旧二瀬交流センターとしての使用以外は確認できませんでした。これまでの使用に係る地下埋設物（通常想定される土地の利用を妨げるもので、地下に存するものをいう。）が存する蓋然性は低いと考えておりますが、本物件の地下埋設物の存在を否定するものではありません。
- ・敷地内に、フェンス、水路、チェーン、電線、電柱支線、蛇腹ホース、電柱、ポール、冷却塔、看板柱、汚水桝、掲揚台、樹木等植栽、電灯、看板、バス停留所標識（廃止済）、マンホールが存在しています。
- ・敷地上空を電線が横断していますが、地役権等の設定はありません。
- ・当該地は、浸水深0.5m～3.0m未満の洪水浸水が想定されております。

供給処理施設の整備状況について			
上水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 上水道課	TEL0948-96-8616
下水道 (事業計画区域内)	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 下水道課	TEL0948-96-8690
電 気	【問い合わせ先】	九州電力株式会社 飯塚営業所	TEL0120-639-454
ガ ス	各ガス会社へお問い合わせください。		

最寄りの公共施設	飯塚市役所	東 方	約1.8km	(直線距離)
	飯塚市立片島小学校	東 方	約0.9km	(直線距離)
	飯塚市立飯塚第一中学校	東 方	約1.5km	(直線距離)

最寄りの交通施設	西鉄バス (二瀬交流センター前)	南 方	約0.05km	(直線距離)
----------	---------------------	-----	---------	--------

最寄りの利便施設	ハローデイ九工大前店	北 方	約0.15km	(直線距離)
----------	------------	-----	---------	--------

○売却物件

- ① 本物件は、「旧二瀬交流センター跡地」です。建物等を含め現状のままでの引き渡しとなります。
- ② 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ③ 本物件は、公共下水道事業計画区域内です。詳細については、飯塚市企業局下水道課にお問い合わせください。
- ④ 当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しません。なお、埋蔵文化財が確認された場合は、その保護について、飯塚市文化課文化財保護推進室(0948-25-2930)との協議をお願いします。

○利用条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であり、現況を優先します。入札参加前に現地の状況及び諸規制についてご確認ください。また、物件調書に記載されている事項以外にも各法令及び市の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は関係機関に直接ご確認ください。



ボイラー室

公民館

自動交付機棟

駐輪場

倉庫

倉庫

国土交通省
筑豊維持山

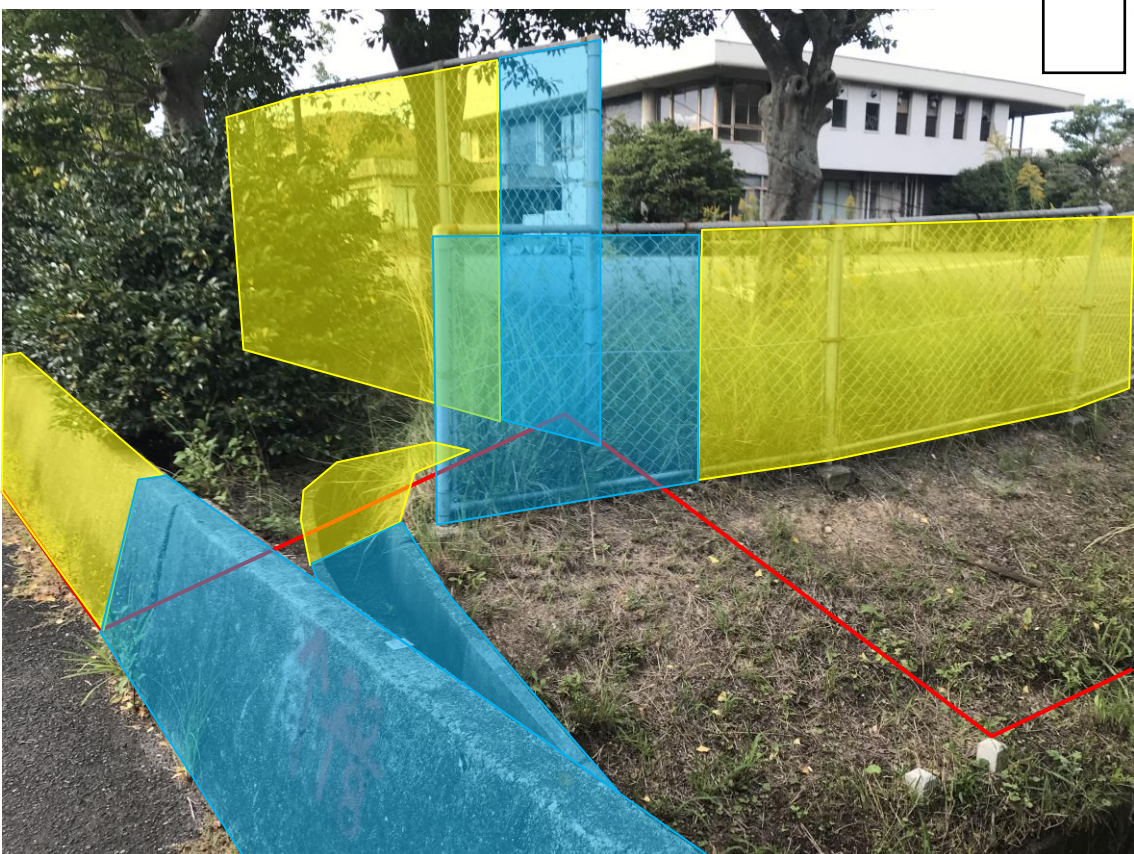
19.5

瀬出交流
張流

- 主な構造物等
- 売却範囲
 - フェンス
 - 水路
 - チェーン
 - 電線
 - 電柱支線
 - 蛇腹ホース
 - 擁壁
 - 電柱
 - ポール
 - タンク
 - 看板柱
 - 汚水樹
 - 掲揚台
 - 樹木等植栽
 - 電灯
 - 看板
 - バス停留所標識 (廃止済)
 - マンホール

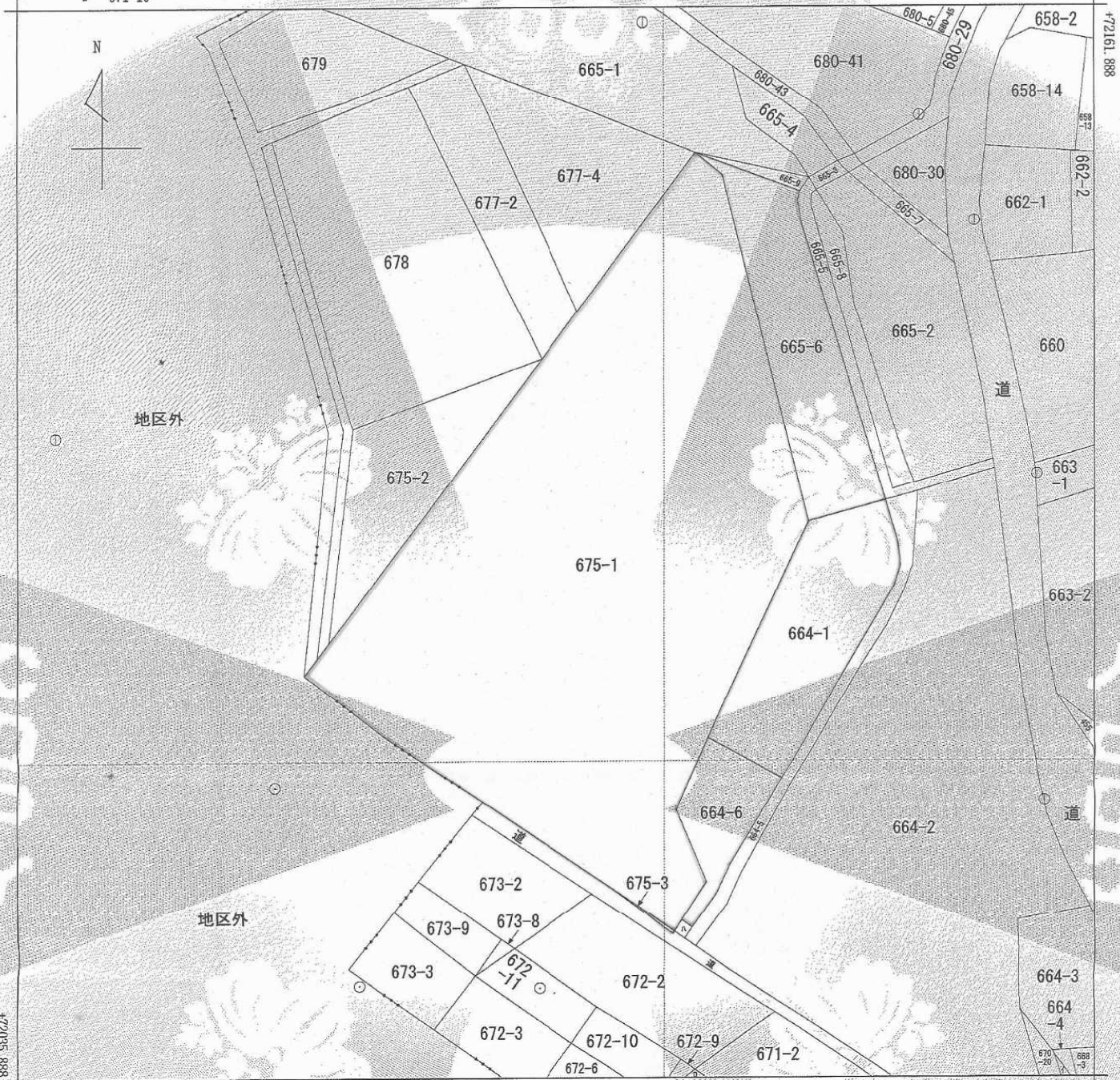






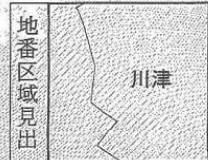
売却対象内のフェンス、側溝、擁壁

売却対象外のフェンス、側溝、擁壁



-30495.927 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	飯塚市川津字君ヶ坂		地番	675番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	II	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和42年1月		備付年月日(原図)		補事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局
登記官

藤塚英二



請求番号：2-2
(1/1)

公用

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000177439
地図番号	S15-4、25-2	筆界特定	余白		
所在	飯塚市大字川津字君ヶ坂			余白	
	飯塚市川津字君ヶ坂			平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月18日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
664番	雑種地	228		余白	
余白	余白	2931		③667番、668番1、670番5、671番1、672番1、673番1、674番1を合筆 〔昭和51年10月23日〕	
664番1	余白	917		①③664番1ないし同番4に分筆 〔昭和51年10月26日〕	
余白	余白	564		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和52年12月20日〕	
余白	余白	301		③664番1、664番5、664番6に分筆 〔昭和63年3月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	余白	389		③錯誤 〔令和4年10月11日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年12月28日 第30816号	原因 昭和54年11月21日売買 所有者 田川市大字弓削田1468番地1 谷口商事株式会社 順位1番(め)の登記を移記
2	所有権鉦書賠償支払登録	余白	登録第10894号 昭和55年1月9日登記 順位1番(い)の登記を移記
3	所有権移転	昭和63年3月31日 第4609号	原因 昭和63年3月31日売買 所有者 飯塚市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000177444
地図番号	S15-4、25-2	筆界特定	余白		
所在	飯塚市大字川津字君ヶ坂			余白	
	飯塚市川津字君ヶ坂			平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月18日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
664番6	雑種地	149		664番1から分筆 〔昭和63年3月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	余白	144		③664番6、664番7に分筆 〔令和4年10月11日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年12月28日 第30816号	原因 昭和54年11月21日売買 所有者 田川市大字弓削田1468番地 谷口商事株式会社 順位1番の登記を移記
2	所有権鉱害賠償支払登録	余白	登録第10894号 昭和55年1月9日登記 順位2番の登記を移記
3	所有権移転	昭和63年3月31日 第4606号	原因 昭和63年3月30日交換 所有者 飯塚市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚英二



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86231 (2/5)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000177450
地図番号	S15-3、15-4、25-2	筆界特定	余白		
所在	飯塚市大字川津字君ヶ坂		余白		
	飯塚市川津字君ヶ坂		平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月18日登記		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
665番6	雑種地	376		665番1から分筆 〔昭和63年3月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	余白	360		③665番6、665番9に分筆 〔令和4年10月11日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年12月28日 第30816号	原因 昭和54年11月21日売買 所有者 田川市大字弓削田1468番地 谷口商事株式会社 順位1番の登記を移記
2	所有権滅亡賠償支払登録	余白	登録第10894号 昭和55年1月9日登記 順位2番の登記を移記
3	所有権移転	昭和63年3月31日 第4609号	原因 昭和63年3月31日売買 所有者 飯塚市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚英二



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86231-(3/5)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000177506
地図番号	S15-3、15-4、25-1、25-2	筆界特定	余白		
所在	飯塚市大字川津字君ヶ坂		余白		
	飯塚市川津字君ヶ坂			平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月18日登記	
①地番	②地目	③地積	町区	北	原因及びその日付〔登記の日付〕
675番	雑種地	⑩ 1325			余白
675番1	余白	1097			①③675番1、675番2に分筆 〔昭和45年3月26日〕
余白	余白	2590			③672番7、673番7、674番4、676番、677番3、677番5を合筆 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和52年12月20日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日
余白	余白	2609			③錯誤 〔令和4年10月11日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 飯塚市 昭和52年12月20日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚 英二



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86231 (4/5)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2902010062607
地図番号	S25-1、S25-2	筆界特定	余白		
所在	飯塚市川津字君み坂			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
675番3	宅地	1	49	不詳 〔令和6年2月27日〕	
所有者	福岡県飯塚市				



1000

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に登録されている事項はない。

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚英二



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86231-(-5/5)

1/1

登記年月日：令和4年10月11日

令和6年7月8日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚英二



地番	664-1	地積測量図
土地の所在	飯塚市川津字君ヶ坂	

求積表

座標系：Ⅱ系 測地系：世界測地系

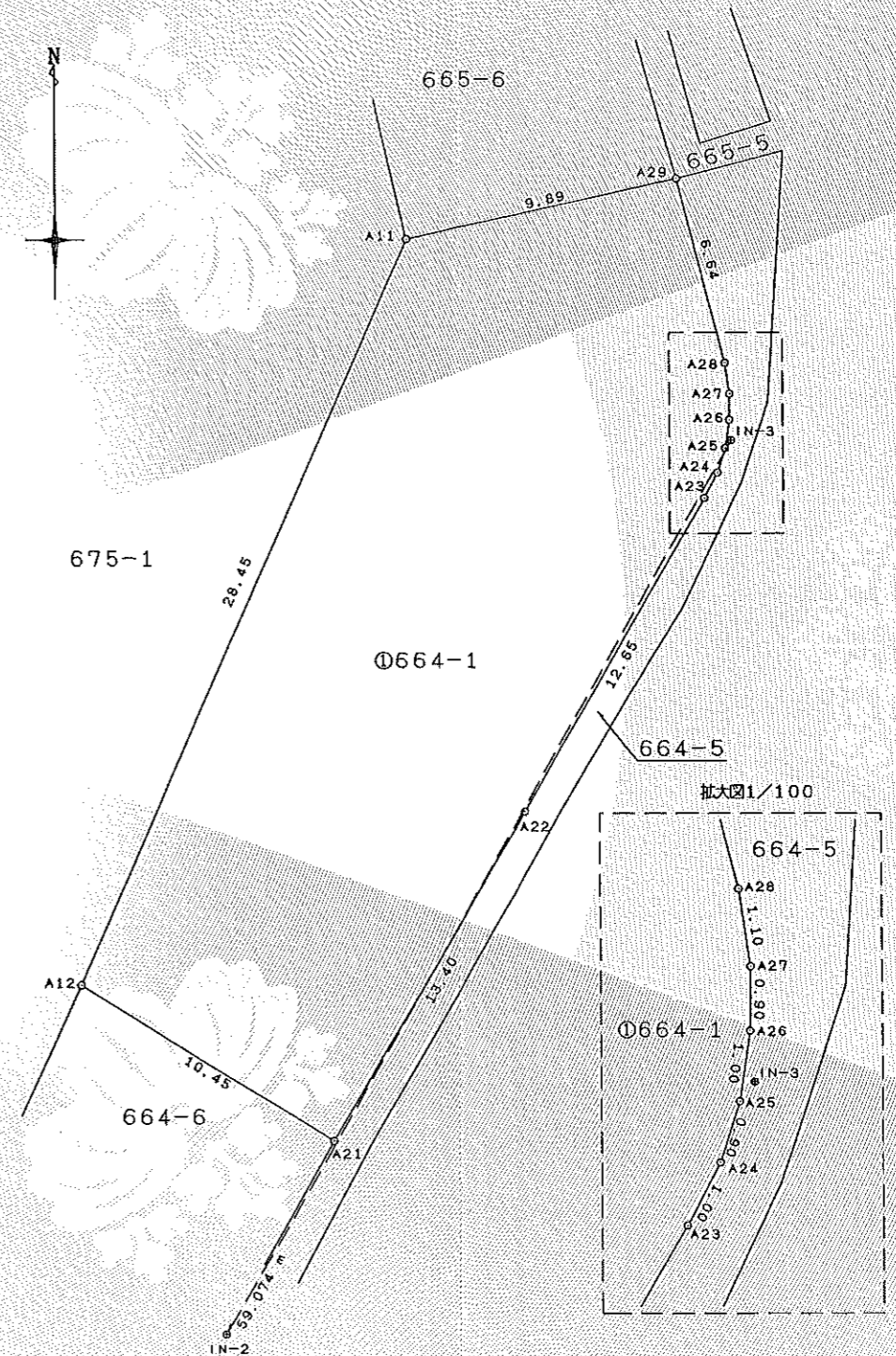
地番	① 664-1					
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})	
A11		72101.807	-30404.793	28.042	-852611.205306	
A29	新設コンクリート杭	72103.905	-30395.128	-4.332	131671.694496	
A28	新設コンクリート杭	72097.475	-30393.453	-7.517	228467.586201	
A27	新設コンクリート杭	72096.388	-30393.287	-1.987	60391.461269	
A26	新設コンクリート杭	72095.488	-30393.300	-1.888	57382.550400	
A25	新設コンクリート杭	72094.500	-30393.454	-1.844	56045.529176	
A24	新設コンクリート杭	72093.644	-30393.733	-1.740	52885.095420	
A23	新設コンクリート杭	72092.760	-30394.200	-11.760	357435.792000	
A22	新設コンクリート杭	72081.884	-30400.660	-22.361	679789.158260	
A21	新設コンクリート杭	72070.399	-30407.564	-6.021	183083.942844	
A12		72075.863	-30416.472	31.408	-955320.552576	
倍面積					-778.947816	
面積					389.4739080	
地積					389.47 m ²	

使用基準点

点名	X座標	Y座標
2-49 (飯塚市2級基準点)	72855.866	-30110.036
30K3 (国交省2級基準点)	72091.597	-30462.902
30K4 (国交省3級基準点)	71988.056	-30389.588

参照点

点名	X座標	Y座標
IN-2	72043.740	-30422.992
IN-3	72094.774	-30393.239



測量年月日：令和4年9月13日

作成者 嘉麻市山野2055番地69 新田英利 (土地家屋調査士) (令和4年9月15日作成)

嘱託者 飯塚市長 片峯 誠 (縮尺 1/250)

登記年月日：令和4年10月11日

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

藤塚英一



地番	664-6・664-7	地積測量図
土地の所在	飯塚市川津字君ヶ坂	

求積表

座標系：Ⅱ系 測地系：世界測地系

地番	① 664-6				
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
A40	新設コンクリート杭	72053.561	-30417.870	-1.976	60105.711120
A39	新設金属鉄	72054.945	-30419.843	4.430	-134759.904490
A14		72057.991	-30417.308	11.673	-355061.236284
A13		72066.618	-30420.782	17.872	-543680.215904
A12		72075.863	-30416.472	3.781	-115004.680632
A21	新設コンクリート杭	72070.399	-30407.554	-14.556	442612.501584
A20	新設コンクリート杭	72061.307	-30412.815	-13.478	409903.920570
A19	新設コンクリート杭	72056.921	-30415.000	-7.746	235594.590000
倍面積					-289.314036
面積					144.6570180
地積					144.65 m ²

地番	② 664-7				
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
A17	新設コンクリート杭	72052.139	-30419.325	0.132	-4015.350900
A15	新設コンクリート杭	72053.403	-30421.127	2.806	-85361.682362
A39	新設コンクリート杭	72054.945	-30419.843	0.158	-4806.335194
A40	新設コンクリート杭	72053.561	-30417.870	-1.674	50919.514380
A18	新設コンクリート杭	72053.271	-30418.118	-1.422	43254.563796
倍面積					-9.290280
面積					4.6451400
地積					4.64 m ²

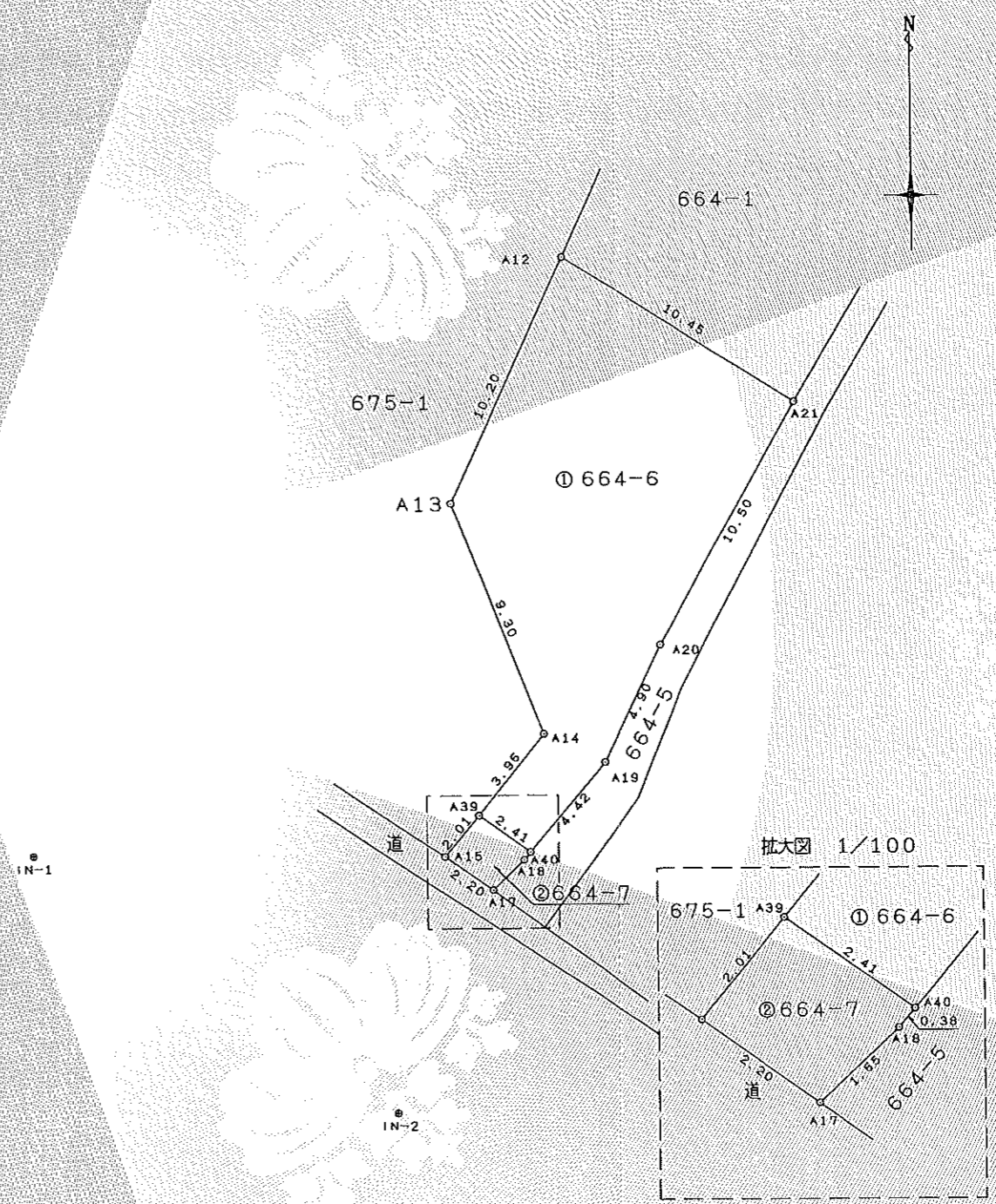
総合計面積	149.3021580 m ²
-------	----------------------------

使用基準点

点名	X座標	Y座標
2-49 (飯塚市2級基準点)	72855.866	-30110.836
30K3 (国交省2級基準点)	72091.597	-30462.902
30K4 (国交省3級基準点)	71988.056	-30389.588

参照点

点名	X座標	Y座標
IN-1	72053.501	-30436.889
IN-2	72043.740	-30422.992



測量年月日：令和4年9月13日

作成者 嘉麻市山野2055番地69 新田英利 (土地家屋調査士)

嘱託者 飯塚市長 片峯 誠

縮尺 1/250

登記年月日：令和4年10月11日

地番 665-6・665-9

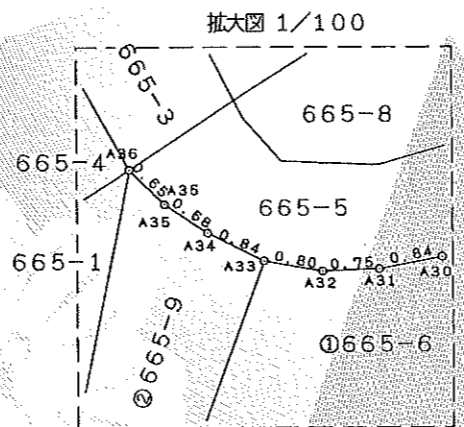
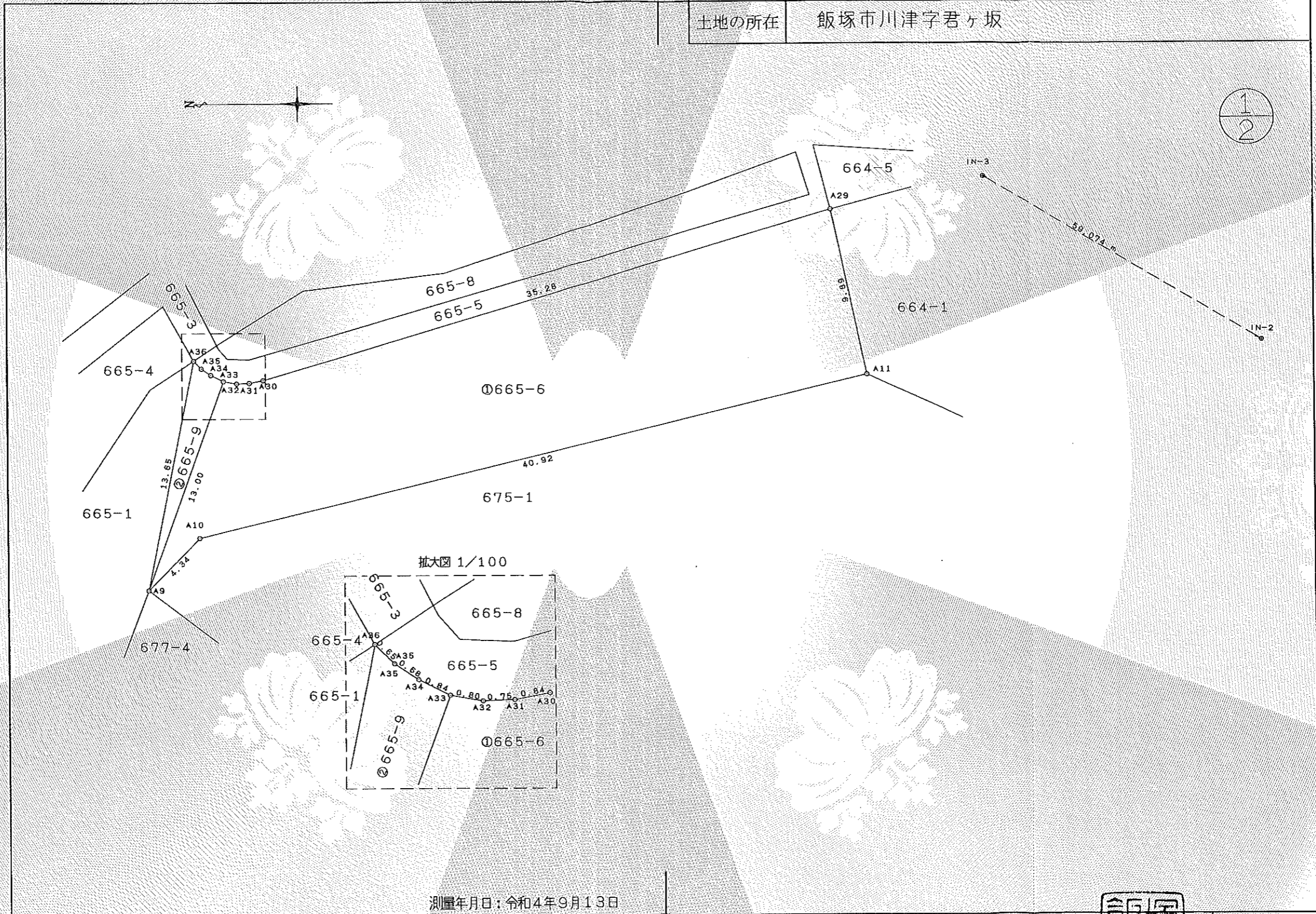
地積測量図

土地の所在 飯塚市川津字君ヶ坂

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月8日 福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚英二



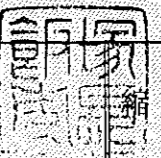
測量年月日：令和4年9月13日

作成者 嘉麻市山野2055番地69 新田英利
土地家屋調査士



(令和4年9月15日作成)

嘱託者 飯塚市長 片峯 誠



縮尺 1/250

登記年月日：令和4年10月11日

令和6年7月8日
福岡法務局飯塚支局
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

藤塚英二



地番	665-6・665-9	地積測量図
土地の所在	飯塚市川津字君ヶ坂	



求積表

座標系：Ⅱ系 測地系：世界測地系

地番		① 665-6				
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})	
A11		72101.807	-30404.793	37.752	-1147841.745336	
A10	既設コンクリート杭	72141.657	-30414.111	42.949	-1306255.659339	
A9	既設コンクリート杭	72144.756	-30417.151	-1.502	45686.560802	
A33	新設金属標	72140.155	-30404.997	-5.391	163913.338827	
A32	新設コンクリート杭	72139.365	-30405.134	-1.538	46763.096092	
A31	新設コンクリート杭	72138.617	-30405.107	-1.574	47857.638418	
A30	新設コンクリート杭	72137.791	-30404.951	-34.712	1055416.659112	
A29	新設コンクリート杭	72103.905	-30395.128	-35.984	1093738.285952	
倍面積					-721.819472	
面積					360.9097360	
地積					360.90 m ²	

地番		② 665-9				
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})	
A9	既設コンクリート杭	72144.756	-30417.151	1.786	-54325.031686	
A36	新設金属標	72141.941	-30403.794	-3.279	99694.040526	
A35	新設金属標	72141.477	-30404.251	-1.035	31468.399785	
A34	新設金属標	72140.906	-30404.629	-1.322	40194.919538	
A33	新設金属標	72140.155	-30404.997	3.850	-117059.238450	
倍面積					-26.910287	
面積					13.4551435	
地積					13.45 m ²	

総合計面積	374.3648795 m ²
-------	----------------------------

使用基準点

点名	X座標	Y座標
2-49 (飯塚市2級基準点)	72855.866	-30110.036
30K3 (国交省2級基準点)	72091.597	-30462.902
30K4 (国交省3級基準点)	71988.056	-30389.588

参照点

点名	X座標	Y座標
IN-2	72043.740	-30422.992
IN-3	72094.774	-30393.239

測量年月日：令和4年9月13日

作成者	嘉麻市山野2055番地69 新田英利 土地家屋調査士		(令和4年9月15日作成)
-----	----------------------------------	--	---------------

嘱託者	飯塚市長 片峯 誠 	縮尺 1/250
-----	---------------	----------

登記年月日：令和4年10月11日

令和6年7月8日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤塚英二



地番	675-1	地積測量図
土地の所在	飯塚市川津字君ヶ坂	

求積表

座標系：Ⅱ系 測地系：世界測地系

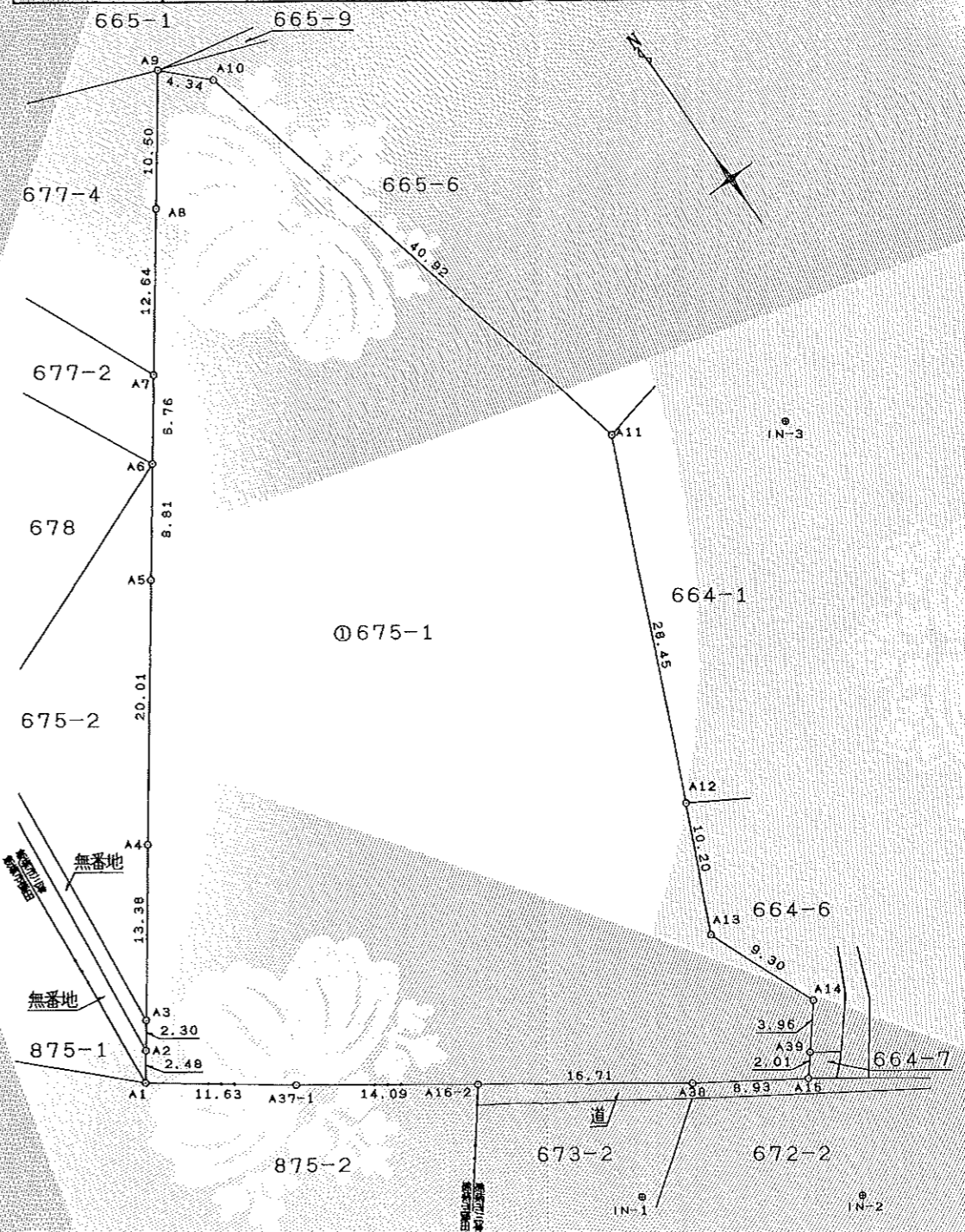
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})
A1	既設コンクリート杭	72083.073	-30463.033	8.891	-270846.826403
A2	新設コンクリート杭	72085.063	-30461.560	3.839	-116941.928840
A3	既設コンクリート杭	72086.912	-30460.192	12.603	-383889.799776
A4	既設コンクリート杭	72097.666	-30452.232	26.802	-816180.722064
A5	既設コンクリート杭	72113.714	-30440.280	23.114	-703596.631920
A6	新設コンクリート杭	72120.780	-30435.016	12.486	-380011.609776
A7	新設コンクリート杭	72126.200	-30430.977	15.551	-473232.123327
A8	新設コンクリート杭	72136.331	-30423.418	18.556	-564536.944408
A9	既設コンクリート杭	72144.756	-30417.151	5.326	-162001.746226
A10	既設コンクリート杭	72141.657	-30414.111	-42.949	1306255.653339
A11		72101.807	-30404.793	-65.794	2000452.950642
A12		72075.863	-30416.472	-35.189	1070325.233208
A13		72066.618	-30420.782	-17.872	543680.215904
A14		72057.991	-30417.308	-11.673	355061.236284
A39	新設金属標	72054.945	-30419.843	-4.588	139566.239684
A15	新設コンクリート杭	72053.403	-30421.127	3.352	-101971.617704
A38	新設金属標	72058.297	-30428.598	14.573	-443435.958654
A16-2	新設金属標	72067.976	-30442.222	17.875	-544154.718250
A37-1	新設金属標	72076.172	-30453.677	15.097	-459759.161669
倍面積					-5218.259956
面積					2609.1299780
地積					2609.12 m ²

使用基準点

点名	X座標	Y座標
2-49 (飯塚市2級基準点)	72855.866	-30110.036
30K3 (国交省2級基準点)	72091.597	-30462.902
30K4 (国交省2級基準点)	71988.056	-30389.588

参照点

点名	X座標	Y座標
IN-1	72053.501	-30436.889
IN-2	72043.740	-30422.992
IN-3	72094.774	-30393.239



測量年月日：令和4年9月13日

作成者 嘉麻市山野2055番地69 新田英利 (土地家屋調査士)

嘱託者 飯塚市長 片峯 誠 (1/500)

登記年月日：令和6年2月27日

令和6年7月8日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
福岡法務局飯塚支局

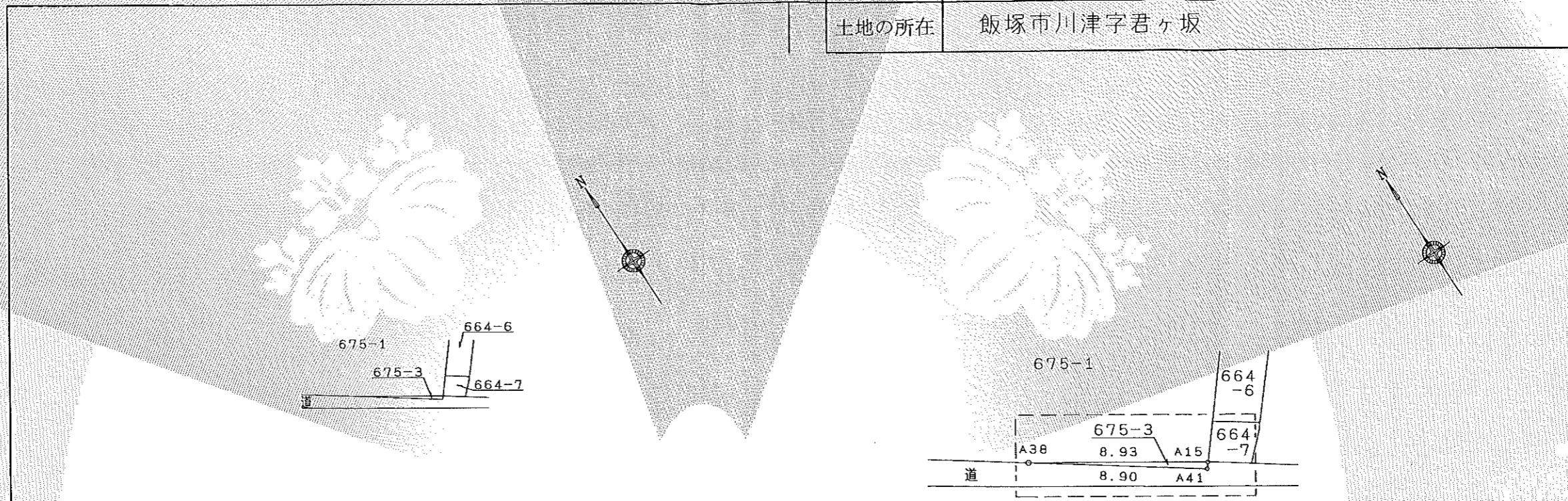
登記官

藤塚英二



土地所在図

地番	675-3	地積測量図
土地の所在	飯塚市川津字君ヶ坂	



求積表

座標系：Ⅱ系 測地系：世界測地系

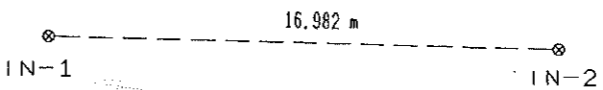
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
A41	新設金属標	72053.143	-30421.343	4.894	-148882.052642
A38	既設金属標	72058.297	-30428.598	0.260	-7911.435480
A15	既設コンクリート杭	72053.403	-30421.127	-5.154	156790.488558
倍面積					-2.999564
面積					1.4997820
地積					1.49 m ²

使用基準点

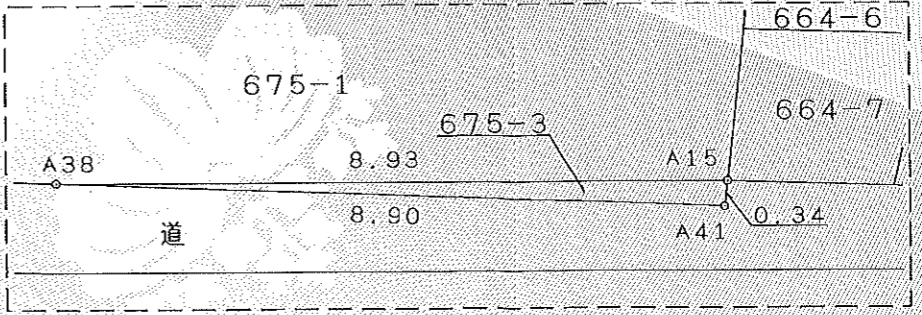
点名	X座標	Y座標
2-49 (飯塚市2級基準点)	72855.866	-30110.036
30K3 (国交省2級基準点)	72091.597	-30462.902
30K4 (国交省3級基準点)	71988.056	-30389.588

参照点

点名	X座標	Y座標
IN-1	72053.501	-30436.889
IN-2	72043.740	-30422.992



拡大図 1/100



測量年月日：令和 5年12月27日

作成者 土地家屋調査士	嘉麻市山野2055番地6	縮尺 1/500	嘱託者 飯塚市長 武井 政一	縮尺 1/250
	新田 英利			

飯塚市長 様

旧二瀬交流センター石綿事前・分析調査業務委託報告書

令和4年 8 月

株式会社 HER

目 次

1. 調査概要

1-1. 調査目的

1-2. 調査対象建築物

1-3. 調査日時

1-4. 調査者

(1) 立合い者

(2) 調査者

(3) 分析機関

1-5. 事前調査結果

1-6. 調査範囲

1-7. 調査内容

(1) 設計図書調査

(2) 現地調査

(3) 石綿含有の判断

1-8. 調査条件

1-9. 調査対象建材

石綿を含有する可能性がある建材の種類と、大気汚染防止法・石綿障害予防規則における区分を下表に示すものです。

2. 調査結果

2-1 判定ができた調査対象建材一覧(一覧を建材リストフェーズに反映添付)

2-2 石綿含有建材使用箇所一覧

添付資料

1. 現地調査計画書(工程表)

2. 確認整理表

3. 石綿含有建材使用範囲図

4. 分析結果報告書(ユーロフィン日本総研から石綿分析成績書)

5. 試料採取状況写真

6. 登録証書、資格者証

7. 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則パンフレット

1. 調査概要

1-1. 調査目的

石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく改修工事の事前調査を目的とします。

1-2. 調査対象建築物(別紙) ←別紙として示しています。

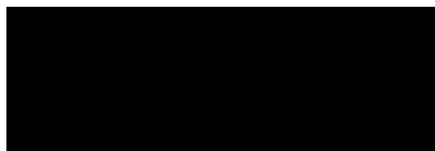
- (1) 対象施設: 旧二瀬交流センター
- (2) 所在地: 飯塚市川津地内
- (3) 建物名称: 飯塚市二瀬交流センター
- (4) 竣工年: 平成元年竣工(平成12年増築)
- (5) 構造・規模: 鉄筋コンクリート造2階
- (6) 建築面積: 570 m²
- (7) 都市計画: 第一種住居地域
- (8) 用途: 文化施設

1-3. 調査日時

- (1) 事前調査
令和4年7月6日(水)9:00 ~ 17:00
令和4年7月7日(木)9:00 ~ 17:00
令和4年7月8日(金)9:00 ~ 17:00
- (2) 試料採取
令和4年7月21日(木)9:00 ~ 17:00

1-4. 調査者

- (1) 立合い者 飯塚市 建築課
- (2) 調査者 一般石綿含有建材調査者
石綿調査診断士
一般石綿含有建材調査者
石綿作業主任者



- (3) 分析機関 ユーロフィン日本総研株式会社
浜松分析センター・京浜アスベストグループ
ISO/IEC 17025:2017 認定番号:RTL04660

石綿分析技術評価事業の「評価区分1: JIS A1481-1による方法」において合格、「評価区分3: JIS A1481-2及びJIS A1481-3による方法」においてAランクに合格

1-5. 事前調査結果

各棟並びに階・部位ごとの事前調査結果は、2の項「調査結果」のとおりです。

2の項に示すとおり、「成形板等」に石綿が含有するものとなっています。また、シーリング材については「石綿無」となっております。

1-6. 調査範囲

別添調査地図を参照してください。

1-7.調査内容

(1)設計図書調査

① 竣工完成図

(2)現地調査

点検口などから使用建材を確認し、使用されている建築資材に付されているJIS製品品質番号、国土交通大臣認定番号及び製造メーカー情報を確認しました。

(3)石綿含有の判断

使用されていた建築資材は、名称や不燃材など大臣認定、JIS規格などの情報を基に、日本石膏ボード工業会などの各種団体が公表している情報を確認するとともに、国土交通省の公表する、「石綿(アスベスト)含有建材データベース」や(一社)日本アスベスト調査診断協会が提供する情報などにに基づき石綿を含有を評価し、判断した。

1-8.調査条件

調査並び判断は、使用中の建築物であることから、判断及び調査要領は、次の基準に準拠して進めました。

- ①建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省令和3年)
- ②石綿障害予防規則に基づく事前調査の「アスベスト分析マニュアル(第2版)
- ③目で見えるアスベスト建材(第2版:国土交通省)
- ④建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について(基安化発0420第2号)など

1-9.調査対象建材

石綿を含有する可能性がある建材の種類と、大気汚染防止法・石綿障害予防規則における区分を表に示します。また、解体工事に当たっては、事前調査結果・特定粉じん排出等作業実施届出書などを労働基準監督署及び大気汚染防止法を所管する行政庁に提出することが必要となります。

【大防法・石綿則におけるアスベスト含有建材の区分及び種類】

調査対象	大気汚染防止法・石綿障害予防規則による区分	石綿等が使用されている建築物の解体等の除去作業、封じ込め・囲い込みの作業における作業レベルの分類	種類(施工部位)
<input checked="" type="checkbox"/>	吹付け材	レベル1: 発じん性が著しく高い作業	吹付け材
<input checked="" type="checkbox"/>	保温材・耐火被覆材・断熱材	レベル2: 発じん性が高い作業	保温材 耐火被覆材 断熱材
<input checked="" type="checkbox"/>	建築用仕上塗材※ ケイ酸カルシウム板第1種※	電動工具での除去時 切断等の破碎時	外壁・内壁 耐火間仕切り 外装材・内装材
<input checked="" type="checkbox"/>	その他石綿含有建材 (成形板等)	レベル3: 発じん性が比較的低い作業	内装材(壁、天井) 耐火間仕切り 床材 外装材(外壁、軒天) 屋根材 建築壁部材

註)「目で見えるアスベスト建材(第2版):国土交通省」(2020年7月)より抜粋

※ケイ酸カルシウム板第1種は、飛散性の高いレベル3建材として、環境省、厚生労働省の告示で定められました。これを切断等の方法で除去する場合、作業場をビニールシート等で隔離し、常時湿潤な状態を保ちながら作業することが必要になります。また、建築用仕上塗材を電動工具を使用して除去を行う場合においても、大気汚染防止法施行令及び石綿障害予防規則にて作業場の隔離、常時湿潤な状態での作業が必要です。

調査対象建築物

- (1) 建築物名称: 飯塚市二瀬交流センター(平成元年竣工(一部平成12年増築))
- ① 解体工事の種類: 解体
 - ② 工事の概要: 解体
 - ③ (準)防火地域: 第一種住居地域
 - ④ 建築物の概要-耐火/準耐火: 鉄筋コンクリート造2階
 - ⑤ 建築物の概要-構造・規模: 鉄筋コンクリート造2階
 - ⑥ 建築物の概要-用途: 文化施設
 - ⑦ 建築物の概要-規模:
 - 建築面積: 570 m²
 - ⑧ 解体等工事を行う床面積の合計: 1010m²
 - ⑨ 分析による調査を行った箇所: 29箇所
- (2) 建築物名称: 倉庫①
- ① 解体工事の種類: 解体
 - ② 工事の概要: 解体
 - ③ (準)防火地域: 第一種住居地域
 - ④ 建築物の概要-耐火/準耐火: 木造平屋
 - ⑤ 建築物の概要-構造・規模: 木造平屋
 - ⑥ 建築物の概要-用途: 倉庫
 - ⑦ 建築物の概要-規模:
 - 建築面積: 34.78m²
 - ⑧ 解体等工事を行う床面積の合計: 34.78m²
 - ⑨ 分析による調査を行った箇所: 1箇所
- (3) 建築物名称: ボイラー室
- ① 解体工事の種類: 解体
 - ② 工事の概要: 解体
 - ③ (準)防火地域: 第一種住居地域
 - ④ 建築物の概要-耐火/準耐火: ブロック造平屋
 - ⑤ 建築物の概要-構造・規模: ブロック造平屋
 - ⑥ 建築物の概要-用途: ボイラー室
 - ⑦ 建築物の概要-規模:
 - 建築面積: 20.43m²
 - ⑧ 解体等工事を行う床面積の合計: 20.43m²
 - ⑨ 分析による調査を行った箇所: 1箇所

2-1.判定が確認できた調査対象建材一覧

石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく改修工事の事前調査を目的とする。

判断にあつては①国土交通省及び②業界団体などが公表する資料をもって判断しました。
なお、石綿含有の判断方法、石綿の有無、種別、レベルなどの調査結果を下表のとおりです。

①旧二瀬交流センター・床

建材 No.	建材名	部位	主な使用箇所			石綿含有の有無				建材種別		施工面積 (m ²)	備考
			階	試料 No.	箇所名	判定方法	裏面調査	石綿有無	石綿種類	種別	レベル		
1	舗石・タイル貼下地	床	1	1	ラウンジ・ロビー	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
2	アスタイルの上、カーペット敷	床	1		二瀬出張所	みなし含有	確認できず	含有	—	成形板等	3	72	
3	アスタイル	床	1		第1研修室	みなし含有	確認できず	含有	—	成形板等	3	20	
4	モルタルコテガキ	床	1		会議室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
5	アスタイル	床	1		図書室	みなし含有	確認できず	含有	—	成形板等	3	54	
6	アスタイル	床	1		児童室	みなし含有	確認できず	含有	—	成形板等	3	54	
7	モルタルコテガキ	床	1		文書庫	a	確認できず	無	—	—	—	—	
8	長尺シート	床	1	2	洗面便所	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	24	
9	長尺シート	床	1	2	身障者用便所	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	4	
10	モルタルコテガキ	床	1		倉庫	a	確認できず	無	—	—	—	—	
11	モルタルコテガキ	床	1		倉庫予備室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
12	モルタルコテガキ	床	1		踏込	a	確認できず	無	—	—	—	—	
13	アビトフローリング貼	床	1		台所	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
14	畳	床	1		和室(4.5帖)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
15	畳	床	1		和室(6帖)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
16	長尺シート	床	1	2	洗面脱衣室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	4	
17	磁器モザイクタイル貼	床	1	5	浴室	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
18	長尺シート2.5mm(接着剤)	床	1	3	第2研修室	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
19	長尺シート2mm(接着剤)	床	1		給湯室	みなし含有	確認できず	含有	—	—	3	3	
20	ロンリウム貼(接着剤)	床	2	4	ホール	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
21	ロンリウム貼(接着剤)	床	2	4	大会議室	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
22	モルタルコテガキ	床	2		料理室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
23	ロンリウム貼(接着剤)	床	2	4	踏込	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
24	畳	床	2		研修室(畳)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
25	根太フローア貼	床	2		広縁	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
26	長尺シート	床	2	2	洗面・便所	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	32	
27	ビニール床シート(接着剤)	床	2	4	倉庫(納戸)	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	6	
28	ロンリウム貼(接着剤)	床	2	4	階段室	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

②旧二瀬交流センター・巾木

建材No.	建材名	部位	主な使用箇所			石綿含有の有無				建材種別		施工面積(m ²)	備考
			階	試料No.	箇所名	判断方法	裏面調査	石綿有無	石綿種類	種別	レベル		
1	木製(H=120) OP	巾木	1		ラウンジ・ロビー	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
2	ビニル巾木(H=100)OP	巾木	1	8	二瀬出張所	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	1	
3	ビニル巾木(H=100)OP	巾木	1	8	第1研修室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	1	
4	—	巾木	1		会議室	—	—	—	—	—	—	—	
5	—	巾木	1		図書室	—	—	—	—	—	—	—	
6	—	巾木	1		児童室	—	—	—	—	—	—	—	
7	木製(H=100)	巾木	1		文書庫	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
8	100角タイル貼	巾木	1		洗面便所	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
9	100角タイル貼	巾木	1		身障者用便所	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
10	木製(H=100)	巾木	1		倉庫	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
11	モルタルコテガキ(H=100)	巾木	1		倉庫予備室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
12	木製(H=100)OS	巾木	1		踏込	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
13	木製(H=100)OS	巾木	1		台所	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
14	畳敷き	巾木	1		和室(4.5帖)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
15	畳敷き	巾木	1		和室(6帖)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
16	木製(H=100)OS	巾木	1		洗面脱衣室	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
17	100角タイル貼(接着剤)	巾木	1		浴室	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
18	ソフト巾木 75mm	巾木	1	9	第2研修室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	3	
19	ソフト巾木 75mm	巾木	1	9	給湯室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	1	
20	ビニル巾木(H=100)	巾木	2	8	ホール	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	2	
21	ソフト巾木	巾木	2	10	大会議室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	4	
22	モルタルコテガキ(H=100)	巾木	2		料理室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
23	木製(H=100) OP	巾木	2		踏込	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
24	畳寄せ	巾木	2		研修室(畳)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
25	木製(H=150) OP	巾木	2		広縁	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
26	ソフト巾木	巾木	2	10	洗面・便所	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	—	
27	ソフト巾木	巾木	2	10	倉庫(納戸)	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	—	
28	モルタルコテガキ(H=100)	巾木	2		階段室	a	確認できず	無	—	—	—	—	

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

③旧二瀬交流センター・腰壁

建材No.	建材名	部位	主な使用箇所		石綿含有の有無				建材種別		施工面積(m ²)	備考
			階	試料No.	箇所名	判断方法	裏面調査	石綿有無	石綿種類	種別		
1	—	腰	1		ラウンジ・ロビー	—	—	—	—	—	—	
2	—	腰	1		二瀬出張所	—	—	—	—	—	—	
3	—	腰	1		第1研修室	—	—	—	—	—	—	
4	—	腰	1		会議室	—	—	—	—	—	—	
5	—	腰	1		図書室	—	—	—	—	—	—	
6	—	腰	1		児童室	—	—	—	—	—	—	
7	—	腰	1		文書庫	—	—	—	—	—	—	
8	100角タイル貼H=1200	腰	1	13	洗面便所	○	確認できず	無	—	成形板等	—	—
9	100角タイル貼H=1200	腰	1	13	身障者用便所	○	確認できず	無	—	成形板等	—	—
10	—	腰	1		倉庫	—	—	—	—	—	—	
11	—	腰	1		倉庫予備室	—	—	—	—	—	—	
12	—	腰	1		踏込	—	—	—	—	—	—	
13	—	腰	1		台所	—	—	—	—	—	—	
14	—	腰	1		和室(4.5帖)	—	—	—	—	—	—	
15	—	腰	1		和室(6帖)	—	—	—	—	—	—	
16	—	腰	1		洗面脱衣室	—	—	—	—	—	—	
17	100角タイル貼下地	腰	1	13	浴室	○	確認できず	無	—	成形板等	—	—
18	—	腰	1		第2研修室	—	—	—	—	—	—	
19	—	腰	1		給湯室	—	—	—	—	—	—	
20	—	腰	2		ホール	—	—	—	—	—	—	
21	—	腰	2		大会議室	—	—	—	—	—	—	
22	—	腰	2		料理室	—	—	—	—	—	—	
23	—	腰	2		踏込	—	—	—	—	—	—	
24	—	腰	2		研修室(畳)	—	—	—	—	—	—	
25	—	腰	2		広縁	—	—	—	—	—	—	
26	100角タイル貼	腰	2		洗面・便所	○	確認できず	無	—	成形板等	—	—
27	—	腰	2		倉庫(納戸)	—	—	—	—	—	—	
28	—	腰	2		階段室	—	—	—	—	—	—	

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

④旧二瀬交流センター・壁

建材No.	建材名	部位	主な使用箇所			石綿含有の有無				建材種別		施工面積(m ²)	備考
			階	試料No.	箇所名	判断方法	表面調査	石綿有無	石綿種類	種別	レベル		
1	モルタルEP	壁	1		ラウンジ・ロビー	a	確認できず	無	—	—	—	—	
2	モルタルコテミカキEP	壁	1	14	二瀬出張所	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
3	モルタルコテミカキEP	壁	1		第1研修室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
4	モルタルコテミカキEP	壁	1		会議室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
5	モルタルコテミカキEP	壁	1		図書室	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
6	モルタルコテミカキEP	壁	1		児童室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
7	シナベニヤ板	壁	1		文書庫	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
8	チヨダ不燃1027	壁	1		洗面便所	a	チヨダ不燃1027	含有	—	—	—	—	
9	プasterボード不燃1027	壁	1		身障者用便所	a	チヨダ不燃1027	含有	—	—	—	—	
10	モルタルコテミカキEP	壁	1		倉庫	a	確認できず	無	—	—	—	—	
11	モルタルコテミカキ	壁	1		倉庫予備室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
12	プリント合板貼	壁	1		踏込	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
13	プリント合板貼一部モルタル	壁	1		台所	a	確認できず	無	—	—	—	—	
14	繊維壁	壁	1	15	和室(4.5帖)	c	確認できず	含有	Chr	塗り材	3	38	
15	繊維壁	壁	1	15	和室(6帖)	c	確認できず	含有	Chr	塗り材	3	43	
16	プリント合板貼	壁	1		洗面脱衣室	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
17	塗り壁	壁	1	16	浴室	c	確認できず	含有	Chr	塗り材	3	25	
18	モルタルEP	壁	1		第2研修室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
19	ゾラコート吹付(石綿フクシホート)	壁	1		給湯室	分析①含有	確認できず	含有	—	成形板等	3	16	
20	石膏ボード	壁	2	17	ホール	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
21	モルタルコテミカキEP(シナベニヤ貼)	壁	2		大会議室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
22	モルタルコテミカキ EP	壁	2		料理室	a	確認できず	無	—	—	—	—	
23	PB(難燃2級)、クロス貼	壁	2	18	踏込	c	PB(難燃2級)	無	—	成形板等	—	—	
24	PB(難燃2級)、クロス貼	壁	2	18	研修室(畳)	c	PB(難燃2級)	無	—	成形板等	—	—	
25	PB(難燃2級)、クロス貼	壁	2	18	広縁	c	PB(難燃2級)	無	—	成形板等	—	—	
26	モルタルコテミカキVP	壁	2	22	洗面・便所	予備②	確認できず	無	—	塗り材	—	—	
27	PB、クロス貼	壁	2	18	倉庫(納戸)	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
28	ゾラコート吹付	壁	2	23	階段室	予備③	確認できず	無	—	成形板等	—	—	

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

⑤旧二瀬交流センター・天井

建材No.	建材名	部位	主な使用箇所			石綿含有の有無			建材種別		施工面積(m2)	備考	
			階	試料No.	箇所名	判断方法	裏面調査	石綿有無	石綿種類	種別			レベル
1	トラバーチンJIS A2016準不燃(スプレートン吹付)	天井	1		ラウンジ・ロビー	みなし含有	トラバーチンJIS A2016準不燃	含有	—	成形板等	3	78	
2	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	1	24	二瀬出張所	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
3	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	1	24	第1研修室	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
4	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	1	24	会議室	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
5	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	1	24	図書室	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
6	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	1	24	児童室	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
7	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	1	24	文書庫	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
8	耐水ベニヤ	天井	1		洗面便所	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
9	プラスターボード認定番号66024 JIS 1027	天井	1		身障者用便所	みなし含有	プラスターボード認定番号66024 JIS 1027	含有	—	成形板等	3	4	
10	プラスターボード9mm目透かし貼(三井東庄、準不燃第2015号許可664024)	天井	1		倉庫	a	三井東庄、準不燃第2015号許可664024	無	—	—	—	—	
11	プラスターボード9mm目透かし貼(三井東庄、準不燃第2015号許可664024)	天井	1		倉庫予備室	a	三井東庄、準不燃第2015号許可664024	無	—	—	—	—	
12	プラスターボード9mm目透かし貼(三井東庄、準不燃第2015号許可664024)	天井	1		踏込	a	三井東庄、準不燃第2015号許可664024	無	—	—	—	—	
13	プラスターボード9mm目透かし貼(三井東庄、準不燃第2015号許可664024)	天井	1		台所	a	三井東庄、準不燃第2015号許可664024	無	—	—	—	—	
14	杉頭柱・ベニヤ貼	天井	1		和室(4.5帖)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
15	杉頭柱・ベニヤ貼	天井	1		和室(6帖)	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
16	耐水ベニヤ板貼(OPR-ラー)	天井	1		洗面脱衣室	a	確認できず	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
17	三井東庄マルツバメ12m/m第2006号	天井	1		浴室	みなし含有	三井東庄マルツバメ12m/m第2006号	含有	—	成形板等	3	6	
18	プラスターボード9mm(ロックウール吸音板9mm)	天井	1	25	第2研修室	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
19	プラスターボード9mm目透かし貼(チヨダJIS A6901準不燃、認定664024)	天井	1		給湯室	みなし含有	チヨダJIS A6901準不燃、認定664024	含有	—	成形板等	3	2	
20	トラバーチン吉野石膏、準不燃JIS A6901、第2027号(スプレートン吹付)	天井	2		ホール	a	準不燃JIS A6901、第2027号	無	—	—	—	—	
21	トラバーチン吉野石膏、準不燃JIS A6901、第2027号(スプレートン吹付)	天井	2		大会議室	a	準不燃JIS A6901、第2027号	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材
22	プラスターボード9mm目透かし貼	天井	2	26	料理室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	72	アスベスト非含有建材
23	プラスターボード9mm	天井	2	24	踏込	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
24	プラスターボード9mm	天井	2	24	研修室(畳)	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
25	プラスターボード9mm	天井	2	24	広縁	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	
26	PB9.5m/下地ビニールクロス貼り	天井	2	27	洗面・便所	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	アスベスト非含有建材
27	プラスターボード9mm	天井	2	24	倉庫(納戸)	c	チヨダJIS A6901準不燃 第2006号 認定664024	無	—	成形板等	—	—	アスベスト非含有建材
28	トラバーチン吉野石膏、準不燃JIS A6901、第2027号(スプレートン吹付)	天井	2		階段室	a	準不燃JIS A6901、第2027号	無	—	—	—	—	アスベスト非含有建材

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

⑥旧二瀬交流センター・外部

建材 No.	建材名	部位	主な使用箇所			石綿含有の有無				建材種別		施工 面積 (m ²)	備 考
			階	試料 No.	箇所名	判断 方法	裏面調査	石綿 有無	石綿 種類	種別	レベル		
1	シート防水(露出)	外部		6	屋 根	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
2	シート防水(露出)	外部		7	屋 根 (増 築 部)	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
3	モルタル刷毛引(エマルスキン吹付)	外部		11	外 壁	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
4	モルタル刷毛引(エマルスキン吹付)	外部		12	外 壁 (増 築 部)	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
5	化粧コンクリート打	外部			柱 型	a	確認できず	無	—	—	—	—	
6	化粧コンクリート打	外部			柱 型 (増 築 部)	a	確認できず	無	—	—	—	—	
7	モルタル刷毛引(エマルスキン吹付)	外部		19	軒 天 (既 設)	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
8	モルタル刷毛引(エマルスキン吹付)	外部		20	軒 天 (増 築 部)	c	確認できず	無	—	成形板等	—	—	
9	サッシ廻りシーリング	外部		21	大 会 議 室	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	—	
10	倉庫(サイディング)	外部倉庫		28	外 部 建 物	c	確認できず	含有	Chr	成形板等	3	96	
11	ボイラー室(配管)	外部倉庫		29	外 部 建 物	c	確認できず	無	—	保温材等	—	—	アスベスト非含有建材

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

2-2.石綿含有建材使用箇所一覧

調査対象建築物に使用されていた、石綿含有建材(みなし含む)の使用箇所、使用数量などを一覧にまとめた。本調査において確認された石綿含有建材は全てレベル3※建材である。

①旧二瀬交流センター・床

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考	
					階	箇所名	劣化度		
2	アスタイルの上、カーペット敷	成形板等	3	床	1	二瀬出張所	劣化なし		
3	アスタイル					第1研修室	劣化なし		
5	アスタイル					図書室	劣化なし		
6	アスタイル					児童室	劣化なし		
9	長尺シート					洗面便所	劣化なし		
10	長尺シート					身障者用便所	劣化なし		
16	長尺シート					洗面脱衣室	劣化なし		
19	長尺シート2mm(接着剤)					給湯室	劣化なし		
26	長尺シート					2	洗面・便所	劣化なし	
27	ビニール床シート(接着剤)						倉庫(納戸)	劣化なし	

②旧二瀬交流センター・巾木

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
2	ビニル巾木(H=100)OP	成形板等	3	天井	1	二瀬出張所	劣化なし	
3	ビニル巾木(H=100)OP					第1研修室	劣化なし	
18	ソフト巾木 75mm					第2研修室	劣化なし	
19	ソフト巾木 75mm					給湯室	劣化なし	
20	ビニル巾木(H=100)				2	ホール	劣化なし	
21	ソフト巾木					大会議室	劣化なし	
26	ソフト巾木					洗面・便所	劣化なし	
27	ソフト巾木					倉庫(納戸)	劣化なし	

③旧二瀬交流センター・腰壁

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
	該当なし							

④旧二瀬交流センター・壁

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
8	チヨダ不燃1027	成形板等	3	壁	1	洗面便所	劣化なし	
9	プラスターボード不燃1027					身障者用便所	劣化なし	
14	繊維壁					和室(4.5帖)	劣化なし	
15	繊維壁					和室(6帖)	劣化なし	
17	塗り壁					浴室	劣化なし	
19	ゾラコート吹付(石綿レキシボート)					給湯室	劣化なし	

⑤旧二瀬交流センター・天井

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
1	トラバーチンJIS A2016準不燃(スプレートン吹付)	成形板等	3	天井	1	ラウンジ・ロビー	劣化なし	
9	プラスターボード認定番号66024 JIS 1027					身障者用便所	劣化なし	
17	三井東圧マルツバM12m/m第2006号					浴室	劣化なし	
19	プラスターボード9mm					給湯室	劣化なし	
22	プラスターボード9mm				2	料理室	劣化なし	

⑥旧二瀬交流センター・外部

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
9	サッシ廻りシーリング	成形板等	3	外部	大会議室	劣化なし		
10	倉庫(サイディング)	成形板等	3	外部	外部建物	劣化なし		

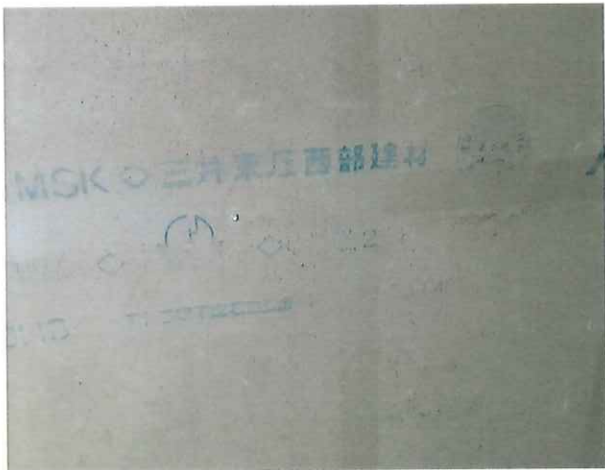
裏面調査写真（旧二瀬交流センター）

部屋名

部位



倉	庫	予	備	庫	室	天井
倉	庫	予	備	庫	室	天井
踏				込		天井
台				所		天井



倉	庫	予	備	庫	室	天井
倉	庫	予	備	庫	室	天井
踏				込		天井
台				所		天井



外部

外壁

2. 調査結果

2-1. 判定が確認できた調査対象建材一覧

石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく改修工事の事前調査を目的とする。

判断にあたっては①国土交通省及び②業界団体などが公表する資料をもって判断しました。
なお、石綿含有の判断方法、石綿の有無、種別、レベルなどの調査結果を下表のとおりです。

施工面積計算シート

建材 No.	建材名	部位	主使用箇所		石綿含有の有無		建材種別	施工 面積 (㎡)	壁用		床・天井・屋根		施工面 積(㎡)
			試料 No.	箇所名	判定 方法	石綿 有無			高さ	幅	縦	横	
1	壁紙(ビニル貼付下地(=壁紙Rシート))	床	1	ラウンジ・ロビー	c	無	成形板等						
2	アスタイルの上・カーペット敷	床	1	公民館等々 ⇒ 二階出張所	判定し書等 判定し書等	含有	成形板等	72			9	8	72.0
3	アスタイル	床	1	会議室 ⇒ 第1研修室	判定し書等 判定し書等	含有	成形板等	20			4	5	20.0
4	モルタルコシカキ	床	1	会議室	a	無	—						
5	アスタイル	床	1	図書室	判定し書等 判定し書等	含有	成形板等	54			9	6	54.0
6	アスタイル	床	1	児童室	判定し書等 判定し書等	含有	成形板等	54			9	6	54.0
7	モルタルコシカキ	床	1	文書庫	a	無	—						
8	磁器モザイクタイル貼(=磁器シート)	床	1	洗面便所	c	含有 Chr	成形板等	24			4	6	24.0
9	磁器モザイクタイル貼(=磁器シート)	床	1	身障者用便所	c	含有 Chr	成形板等	4			2	2	4.0
10	モルタルコシカキ	床	1	倉庫	a	無	—						
11	モルタルコシカキ	床	1	倉庫予備室	a	無	—						
12	モルタルコシカキ	床	1	踏込	a	無	—						
13	アビントローリング貼	床	1	台所	a	無	—						
14	畳	床	1	和室(4.5帖)	a	無	—						
15	畳	床	1	和室(6帖)	a	無	—				2	2	4.0
16	7ピットフローリング(本体貼付接着剤) ⇒ 長尺シート	床	1	洗面脱衣室	c	含有 Chr	成形板等	4					
17	磁器モザイクタイル貼	床	1	浴室	c	無	成形板等						
18	長尺シート2.5mm(接着剤)	床	1	事務所 ⇒ 第2研修室	c	無	成形板等						
19	長尺シート2mm(接着剤)	床	1	給湯室	判定し書等 判定し書等	含有	—	3			1.5	2	3.0
20	ロンリユーム貼(接着剤)	床	2	水廻り	c	無	成形板等						
21	ロンリユーム貼(接着剤)	床	2	大会議室	c	無	成形板等						
22	モルタルコシカキ	床	2	料理室	a	無	—						
23	ロンリユーム貼(接着剤)	床	2	踏込	c	無	成形板等						
24	畳	床	2	研修室(畳)	a	無	—						
25	根太フロア一貼	床	2	広縁	a	無	—						
26	磁器モザイクタイル貼(=磁器シート)	床	2	洗面・便所	c	含有 Chr	成形板等	32					
27	ビニール床シート(接着剤)	床	2	倉庫(納戸)	c	含有 Chr	成形板等	6			8	4	32.0
28	ロンリユーム貼(接着剤)	床	2	階段	c	無	成形板等				2	3	6.0

◎判断根拠とした文書の種類

a. 国土交通省DB b. メーカーの証明書 c. 分析による d. 現時点では含有せず e. その他(具体的に記載)

③旧二瀬交流センター・腰壁

建材 No.	建材名	部位	主な使用箇所		石綿含有の有無		建材種別		施工 面積 (m ²)	壁用		施工面 積(m ²)
			試料 No.	箇所名	判断 方法	石綿 有無	石綿 種類	種別		レベル	高さ	
1	—	腰	1	ラウンジ・ロビー	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	腰	1	公民館事務室 ⇒ 二瀬出張所	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	腰	1	会議室 ⇒ 第1研修室	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	腰	1	会議室	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	腰	1	図書室	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	腰	1	児童室	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	腰	1	文書庫	—	—	—	—	—	—	—	—
8	100角タイル貼H=1200	腰	1	洗面便所	c	無	—	成形板等	—	—	—	—
9	100角タイル貼H=1200	腰	1	身障者用便所	c	無	—	成形板等	—	—	—	—
10	—	腰	1	倉庫	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	腰	1	倉庫予備室	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	腰	1	踏込	—	—	—	—	—	—	—	—
13	—	腰	1	台所	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	腰	1	和室(4.5帖)	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	腰	1	和室(6帖)	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	腰	1	洗面脱衣室	—	—	—	—	—	—	—	—
17	100角タイル貼下地	腰	1	浴室	c	無	—	成形板等	—	—	—	—
18	—	腰	1	事務所 ⇒ 第2研修室	—	—	—	—	—	—	—	—
19	—	腰	1	給湯室	—	—	—	—	—	—	—	—
20	—	腰	2	水廻り	—	—	—	—	—	—	—	—
21	—	腰	2	大会議室	—	—	—	—	—	—	—	—
22	—	腰	2	料理室	—	—	—	—	—	—	—	—
23	—	腰	2	踏込	—	—	—	—	—	—	—	—
24	—	腰	2	研修室(畳)	—	—	—	—	—	—	—	—
25	—	腰	2	広縁	—	—	—	—	—	—	—	—
26	100角タイル貼	腰	2	洗面・便所	c	無	—	成形板等	—	—	—	—
27	—	腰	2	倉庫(納戸)	—	—	—	—	—	—	—	—
28	—	腰	2	階段	—	—	—	—	—	—	—	—

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

④旧二瀬交流センター一・壁

建材 No.	建材名	部位	主な使用箇所		石綿含有の有無		建材種別		施工面積 (m ²)	壁用				施工面積 (m ²)	
			試料 No.	箇所名	判断方法	石綿有無	石綿種類	種別		レハル	高さ	幅(北側)	幅(南側)		幅(東側)
1	ソラコート吹付⇒モルタルEP	壁	1	ラウンジ・ロビー	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	モルタルEP(一部PB付)	壁	1	公民館事務室 ⇒ 二瀬出張所	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
3	モルタルEP(一部シナベニヤ付)	壁	1	会議室 ⇒ 第1研修室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	モルタルEP(一部シナベニヤ付)	壁	1	会議室 ⇒ 第1研修室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	モルタルEP(一部シナベニヤ付)	壁	1	図書室	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
6	モルタルEP(一部シナベニヤ付)	壁	1	児童室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	シナベニヤ板	壁	1	文書庫	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒不燃1027	壁	1	洗面便所	a	含有	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	プラスチックボード不燃1027	壁	1	身障者用便所	a	含有	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒PB付	壁	1	倉庫	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒PB付	壁	1	倉庫	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	プリント合板貼	壁	1	倉庫	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	プリント合板貼⇒モルタル	壁	1	踏台	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	縦縞壁	壁	1	15 和室 (4.5帖)	c	含有	Chr	塗り材	3	38	2.7	4	4	3	3
15	縦縞壁	壁	1	15 和室 (6帖)	c	含有	Chr	塗り材	3	43	2.7	5	5	3	3
16	プリント合板貼	壁	1	洗面脱衣室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	プラスチック⇒塗り壁	壁	1	16 浴室	c	含有	Chr	塗り材	3	25	2.5	3	3	2	2
18	プラスチック⇒モルタルEP	壁	1	事務所 ⇒ 第2研修室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	ソラコート吹付⇒モルタルEP	壁	1	給湯室	a	含有	—	成形板等	3	16	2.7	2	2	1	1
20	ソラコート吹付⇒石膏ボード	壁	2	17 水一ル	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
21	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒PB付	壁	2	大会議室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒PB付	壁	2	大料理室	a	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	ジュラクサン吹付⇒PB付	壁	2	18 踏台	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
24	ジュラクサン吹付⇒PB付	壁	2	18 研修室 (畳)	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
25	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒PB付	壁	2	18 広	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
26	モルタルEP⇒シナベニヤ⇒PB付	壁	2	洗面・便所	c	無	—	塗り材	—	—	—	—	—	—	—
27	シナベニヤ⇒PB付⇒PB付	壁	2	18 倉庫 (納戸)	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—
28	ソラコート吹付	壁	2	23 階段	c	無	—	成形板等	—	—	—	—	—	—	—

◎判断相視した文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

⑤旧二瀬交流センター・天井

建材 No.	建材名	部位	主な使用箇所		石綿含有の有無		建材種別	施工面積 (m ²)	備考			
			試料 No.	箇所名	判断方法	石綿有無			種別	レベル	壁用	施工面積 (m ²)
1	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	ラウンジ・ロビー	含有	成形板等	3	78	横	6	78.0	
2	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	1	公衆電話室 ⇒ 二瀬出張所	無	成形板等	—	—	—	—	—	
3	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	1	会議室 ⇒ 第1研修室	無	成形板等	—	—	—	—	—	
4	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	1	会議室	無	成形板等	—	—	—	—	—	
5	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	1	図書室	無	成形板等	—	—	—	—	—	
6	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	1	児童図書室	無	成形板等	—	—	—	—	—	
7	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	1	文庫	無	成形板等	—	—	—	—	—	
8	防水ペニヤ	天井	1	洗面便所	無	—	—	—	—	2	2	4.0
9	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	身障者用便所	含有	成形板等	3	4	—	—	—	
10	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	倉庫	無	—	—	—	—	—	—	
11	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	倉庫	無	—	—	—	—	—	—	
12	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	階段	無	—	—	—	—	—	—	
13	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	台所	無	—	—	—	—	—	—	
14	杉頭柱・ペニヤ貼	天井	1	和室 (4.5 帖)	無	—	—	—	—	—	—	
15	杉頭柱・ペニヤ貼	天井	1	和室 (6 帖)	無	—	—	—	—	—	—	
16	防水ペニヤ板貼(OPP-ラ)	天井	1	洗面脱衣室	無	—	—	—	—	—	—	
17	防水ペニヤ板貼(OPP-ラ)三井 東証:第2015号許可	天井	1	浴室	含有	成形板等	3	6	3	2	6.0	
18	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	事務所 ⇒ 第2研修室	無	成形板等	—	—	—	—	—	
19	アパマンJIS A2016準不燃S1 シラスボード	天井	1	給湯室	含有	成形板等	3	2	2	1	2.0	
20	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	水廻り	無	—	—	—	—	—	—	
21	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	大会議室	無	—	—	—	—	—	—	
22	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	料理室	含有	Chr	成形板等	3	72	9	8	72.0
23	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	階段	無	—	—	—	—	—	—	
24	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	研修室 (畳)	無	—	—	—	—	—	—	
25	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	広縁	無	—	—	—	—	—	—	
26	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	洗面・便所	無	—	—	—	—	—	—	
27	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	倉庫 (納戸)	無	—	—	—	—	—	—	
28	アパマンJIS A8901準不燃 第2006号 石膏ボード	天井	2	階段	無	—	—	—	—	—	—	

◎判断根拠とした文書の種類

a.国土交通省DB b.メーカーの証明書 c.分析による d.現時点では含有せず e.その他(具体的に記載)

2-2.石綿含有建材使用箇所一覧

調査対象建築物に使用されていた、石綿含有建材(みなし含む)の使用箇所、使用数量などを一覧にまとめた。本調査において確認された石綿含有建材は全てレベル3※建材である。

①旧二瀬交流センター・床

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
2	アスタイルの上、カーペット敷	成形板等	3	床	1	公民館事務室 → 二瀬出張所	劣化なし	
3	アスタイル					会議室 → 第1研修室	劣化なし	
5	アスタイル					図書室	劣化なし	
6	アスタイル					児童室	劣化なし	
9	磁器モザイクタイル貼⇒長尺シート					洗面便所	劣化なし	
10	磁器モザイクタイル貼⇒長尺シート					身障者用便所	劣化なし	
16	アビロンフローリング(木製)貼(接着剤)⇒長尺シート					洗面脱衣室	劣化なし	
19	長尺シート2.0mm(接着剤)					給湯室	劣化なし	
26	磁器モザイクタイル貼⇒長尺シート					洗面・便所	劣化なし	
27	ビニール床シート(接着剤)				2	倉庫(納戸)	劣化なし	

②旧二瀬交流センター・巾木

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
2	ビニル巾木(H=100)OP	成形板等	3	天井	1	公民館事務室 → 二瀬出張所	劣化なし	
3	ビニル巾木(H=100)OP					会議室 → 第1研修室	劣化なし	
18	ソフト巾木 75mm					事務所 → 第2研修室	劣化なし	
19	ソフト巾木 75mm					給湯室	劣化なし	
20	ビニル巾木(H=100)				2	ホール	劣化なし	
21	木製(H=100) OP⇒ソフト巾木				大会議室	劣化なし		
26	100角タイル貼(接着剤) ⇒ソフト巾木				洗面・便所	劣化なし		
27	木製(H=100) OP⇒ソフト巾木				倉庫(納戸)	劣化なし		

③旧二瀬交流センター・腰壁

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
	該当なし							

④旧二瀬交流センター・壁

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
	モルタルコテガキUP⇒チヨダ不燃1027	成形板等	3	壁	1	洗面便所	劣化なし	
	プラスターボード不燃1027					身障者用便所	劣化なし	
14	繊維壁					和室(4.5帖)	劣化なし	
15	繊維壁					和室(6帖)	劣化なし	
17	プラスター貼⇒塗り壁					浴室	劣化なし	
19	ゾラコート吹付(石綿フクシボート)					給湯室	劣化なし	

⑤旧二瀬交流センター・天井

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
1	トラバーチンJIS A2016準不燃(スプレートン吹付)	成形板等	3	天井	1	ラウンジ・ロビー	劣化なし	
9	プラスターボード認定番号66024 JIS 1027					身障者用便所	劣化なし	
17	耐水ベニヤ板貼(OPD-レー)⇒三井東圧マルツバM12m/m第2006号					浴室	劣化なし	
19	プラスターボード9mm目透かし貼(チヨダJIS A6901準不燃、認定664024)					給湯室	劣化なし	
22	プラスターボード9mm目透かし貼、天井裏(木毛セメント)				2	料理室	劣化なし	

⑥旧二瀬交流センター・外部

建材No.	建材名	種別	レベル	部位	使用箇所		建材の状態	備考
					階	箇所名	劣化度	
9	サッシ廻りシーリング	成形板等	3	外部	大会議室	劣化なし		
10	倉庫(サイディング)	成形板等	3	外部	外部建物	劣化なし		